

# 大洲市景観計画



平成21年3月31日  
大洲市都市整備課

## 序章 景観計画の構造

景観計画は、景観法に基づき、大洲とう町の美しい姿・風土を将来に向けて守り、育てていくために策定するもので、その構造は、概ね下記の通りです。

- 1 景観の定義
- 2 景観計画の必要性
- 3 地域の現状と課題
- 4 景観計画の目標
  - 【1】全市的見地からの目標
  - 【2】計画区域における目標
- 5 景観計画の区域
 

(景観法第8条に基づく部分)

- 6 良好な景観形成に関する方針
  - 【1】全市的見地からの方針
  - 【2】景観計画区域における方針
 

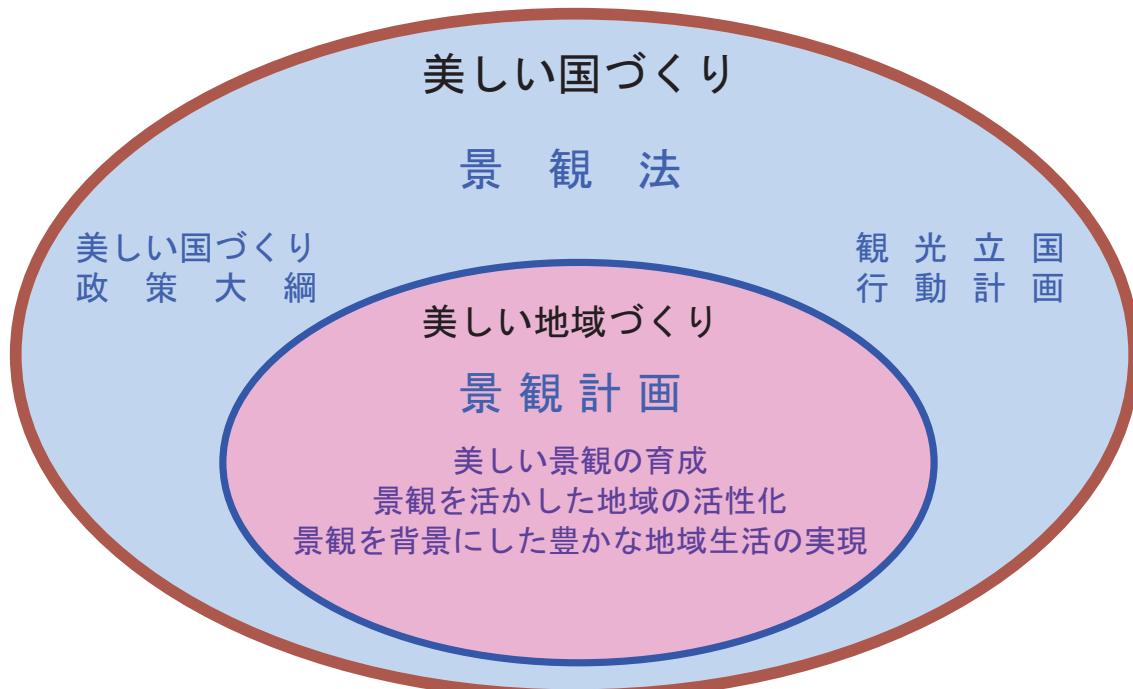
(景観法第8条に基づく部分)
- 7 行為の制限に関する事項
 

(景観法第8条に基づく部分)
- 8 景観重要公共施設
 

(景観法第8条に基づく部分)
- 9 景観重要建造物
 

(景観法第8条に基づく部分)
- 10 景観重要樹木
 

(景観法第8条に基づく部分)
- 11 具体的推進方針



## 景観計画目次

序論	景観計画の構造	
第1章	景観の定義	P 1
第2章	景観計画の必要性	P 5
第3章	地域の現状と課題	P 8
第4章	景観計画の目標	P 17
	【1】全市的見地からの目標	P 17
	【2】計画区域における目標	P 21
	【3】地域の将来像	P 23
第5章	景観計画の区域	P 26
	【1】景観計画の区域の設定	P 26
	【2】景観計画の区域の詳細設定	P 27
第6章	良好な景観形成に関する方針	P 29
	【1】全市的見地からの方針	P 29
	【2】景観計画区域における方針	P 31
第6章⇒第7章	視軸の整理	P 42
第7章	行為の制限に関する事項	P 43
第8章	景観重要公共施設	P 57
第9章	景観重要建造物	P 59
第10章	景観重要樹木	P 62
第11章	具体的推進方針	P 64
	【1】行政の支援体制づくり	P 64
	【2】計画変更手続き等への住民参加	P 65
	【3】指定推薦制度	P 66
	【4】景観形成と観光振興	P 67
資料編		

## 第1章 景観の定義

### 1 景観って何でしょう・・・？

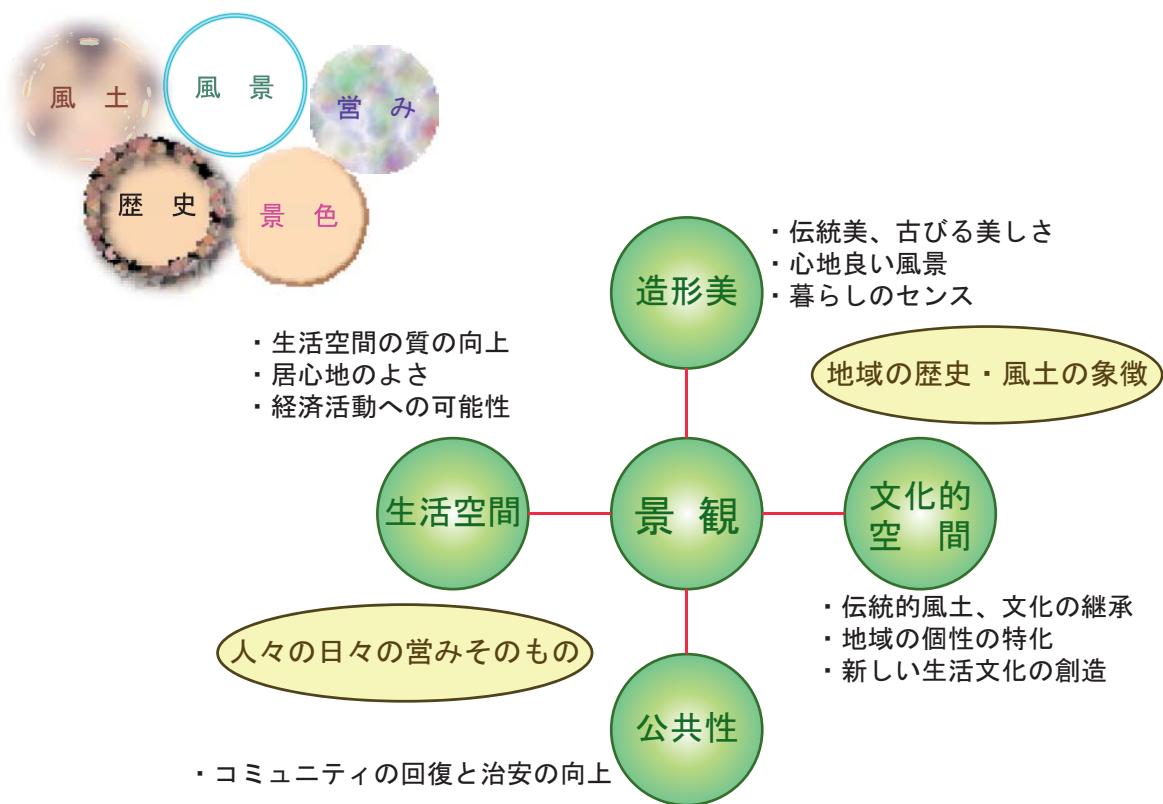
「景観」という言葉の響きの中には、どんなイメージが含まれているのでしょうか？「景色」「風景」「色彩」「かたち」・・・人それぞれに、いろいろなイメージを描かれることがでしょう。

ここでは、そんなイメージの中から、「風景」という言葉を取り上げて考えて見ます。風景の中には、豊かな自然の織り成す景色や、美しく整った町の景色等様々な姿が含まれています。そして、それを育ててきたものはと言えば、地域の歴史・風土、そして「そこで暮らす人々の営み」そのものだと言えるでしょう。つまり、永々と営まれてきた地域の歴史の中で形作られてきた「まちのかたち」に、今を生きる人々の営みが重なり、新しい景色が重なることで出

来上がっているのが風景であると言えます。

景観とは、そんな風景と、それを育んできた地域の歴史・風土・人々の営み等を合わせて、一つの概念としてとらえることができるものです。よく「景観十年、風景百年、風土千年」等と言われますが、「美しく個性的な景観形成」には、長い時間と地道な努力が必要とされます。その代り、築かれた美しい景観は、そこで暮らす人々の心に安らぎと潤いとを与え、訪れた人々にも感動を与えることで、地域に新たな活力と力強い連携とをもたらし、その土地の風土として根付いていくことになります。

ですから、景観計画における景観とは、下の図のような要素で構成されるものだと、考えることができます。



## 2 景観は「形」の美しさだけではない

先に述べた景観の考察で「コミュニティの回復と治安の向上」という言葉に触れました。「景観を美しく整える」ということが、地域住民の共通認識として意識され始めるとき、自然と、通りや街角における「美観」に関心が集まることになります。

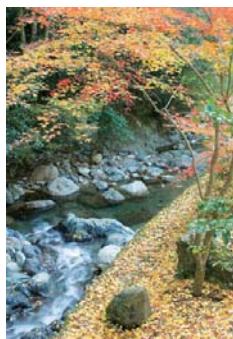
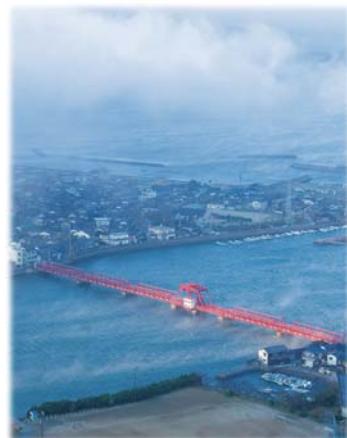
つまり、「自分の家の周りには常に気配りをして、ゴミや枯葉などが散在しないようにしよう」という注意が払われるようになるということです。人々の視線が、通りや町並みに向かられるようになることで、町の中での人ととの会話が増えるようになり、コミュニティも緩やかに復元され、活性化されることになるでしょうし、通りを不審者がうろついていれば、自然と目に

付くようになるでしょう。

こういった一連の効果が、「コミュニティの回復と治安の向上」という言葉でくくったところの意味です。

景色・風景を美しく保とうとする時、自然と心の在り方も美しさを増す・・・。その心の美しさが、再び、「まちのかたち」として風景の中に重なってくる・・・。これを繰り返しながら、その土地ならではの美しい景観が形作られると言えるでしょう。

大洲ならではの「景観」「まちのかたち」とは？



### 3 景観を意識すること（視軸）

景観というものを意識しながら、我が家や庭先、そして、隣近所をあわせた建物の並び（いわゆる「町並み」）を見てみると、その視線のとり方によって、見えてくる物や範囲が違うことを意識するでしょう。ここでは、そんな視線の置き方を「視軸」と呼んで整理してみます。

視軸の取り方は、大きく分けると、その距離感の違いから、「近景」「中景」「遠景」の3種類に分けることができます。ここでは、おはなはん通りの写真を参考にして考えてみましょう。

まず「近景」ですが、これは最も視界も狭く、距離感も短いものを言います。写真で指示したところの「建物の窓や壁、ガスボンベや室外機」等「建物個々の形状や色彩、附帯施設の有様など」が、これにあたります。当然、通りに面して庭がある家では、その庭の植栽や門なども近くに意識するものとなるでしょう。

次に「中景」ですが、これは、少し視野を広げて見えてくる「連続性のある景観」と言えます。ここでは、「建物の連続性が奏でる色彩や緑のつながり、屋根の描くラインや道路面とのつながり」などです。そして、最後に「遠景」。これは、当然ながら、最も視野に広がりのあるもので、「四圍の山並みや空の青との調和」などをあげができるでしょうし、「大洲城の眺望景観」などは遠景の代表とも言えるでしょう。

美しく心地良い景観を考えていく上では、こういった視軸の取り方に応じた景観の調和を適確にとらえ、調整していく必要があります。



#### 4 景観（その背景）を理解すること

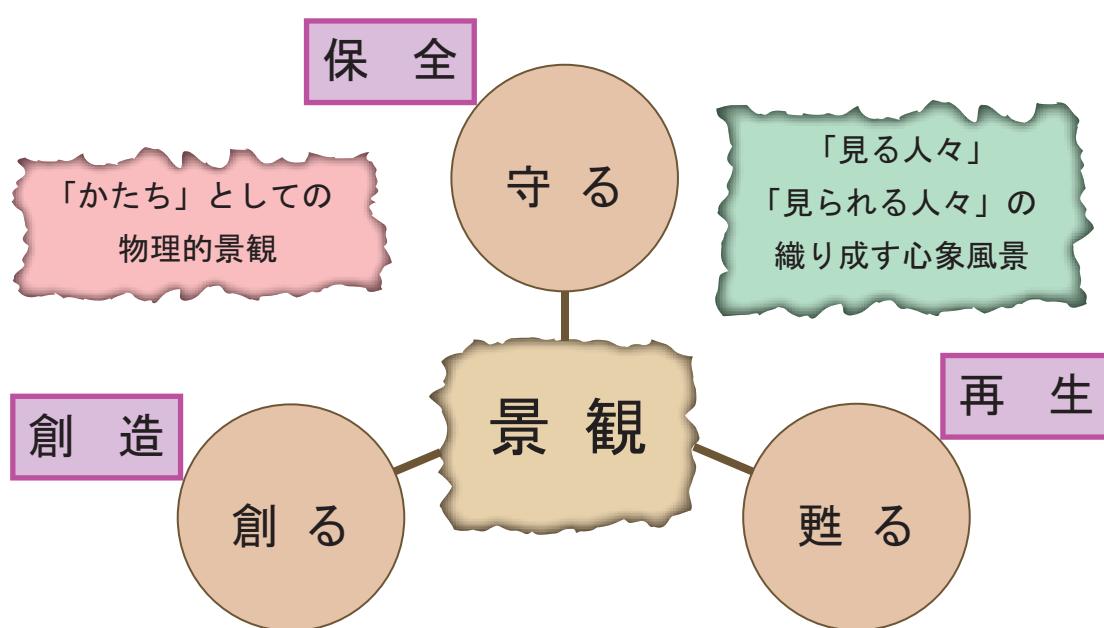
景観が様々な要素から構成され、その視軸の置き方によって変化することを述べましたが、景観を眺める主体（人）の意識によっても、その印象は大きく変化します。

人が、何かを見る時に、直感的に感じるものと、そのものの「理解」を伴って見た時に初めて感じるものとがある様に、「町並み」を眺める時にも、その「町並み」を作ってきた「町の歴史」や「気候・風土」等を理解しているかどうかで、見えてくるのも違ってくるということです。

ですから、住民自らが、自分たちの生活の舞台となる「景観」について、深い理解を持って見つめ直してみることは、ことさらに重要であると言えます。今日にしている「形ある風景」だけではなく、それを形作って来た「町の歴史」や「自然環境」についても理解を深めることはとても大切なことです。

また、景観の中に溶け込んで活動している人々の「心の有り様」や、まち・暮らしに対する「想い」の様なものも、景観を形作る大きな要素であることは既に述べたところです。その地域にあって、「どうすれば自分たちの生活がより美しく、質の高いものになるのか」を考え意識することは、ある意味、「美しい景観を創り上げていくにはどうすればよいのか」を考えいくことに他なりません。

そういう意味で言うと、景観を構成する要素は、「過去からの形ある遺産として守っていくべき要素」「既に失われてしまったが、これから甦らせていくべき大切な要素」「将来のまちのために新しく創り育ててやるべき要素」の3つの要素に大別することもできるかもしれません。



## 第2章 景観計画の必要性

### 1 今なぜ景観なの・・・？

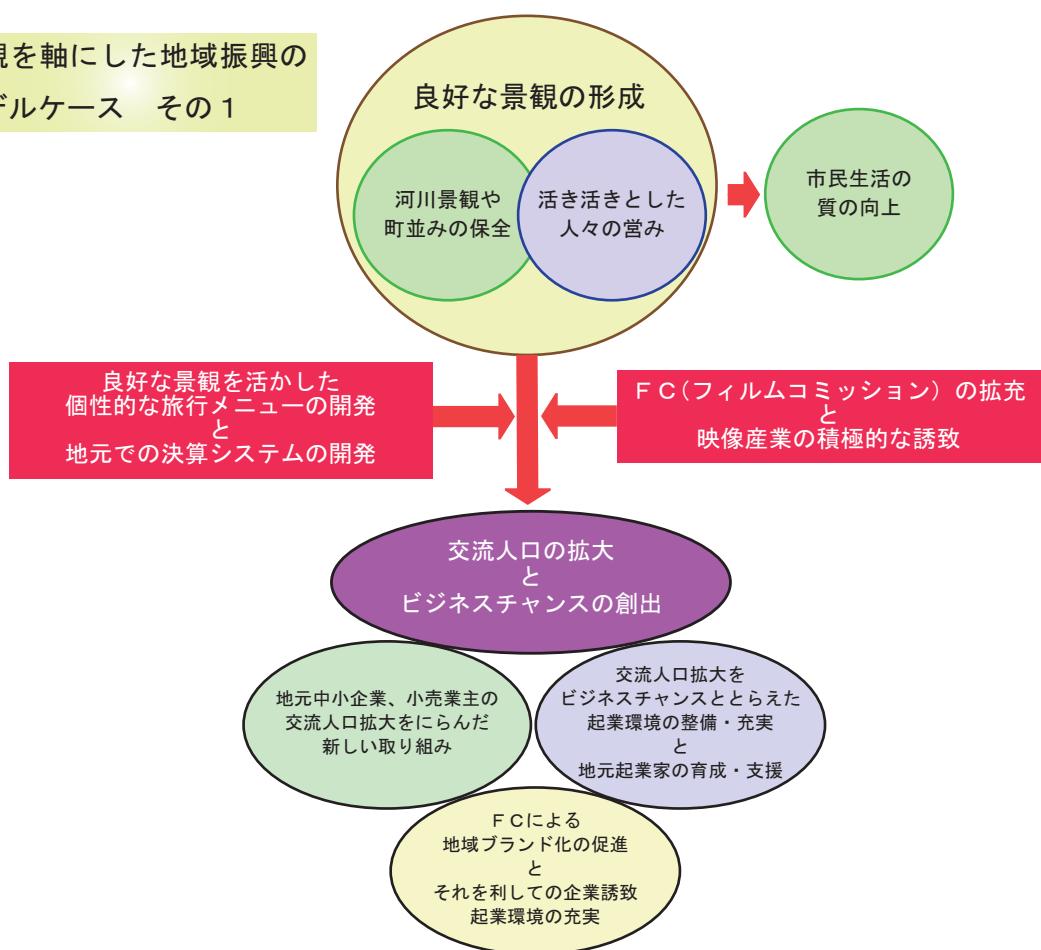
景観という言葉の定義については、前章で考えたところですが、ではなぜ、改めて景観というものが、注目されることになったのでしょうか？

これは、ある意味、国家的な問題としてとらえることができます。日本古来の美しい景観は、明治期において既に「国際的觀光資源」としてのポテンシャルを認められていきました。しかしながら、急速な西洋化と戦後復興、高度成長期に始まる急速な都市開発は、ある意味無作為な開発を招くこととなり、多くの地域で、その美観は見る

影もなく失われて行きました。その現状は、本市のような地方都市においても危機的状況に至っていると言えます。

このため、平成15年に国は「美しい国づくり政策大綱」を発表し、以後、日本の伝統的美観の保全と地域振興とをテーマに掲げて、各種制度の整備を行ってきました。不透明さを増す21世紀の社会環境の中で、美しく個性的な国土を保全し、あるいは創造していくことが、地域振興の上に与える影響は極めて大きく、住民主体の継続的なまちづくりを推進していく上でも、大きな効果を与えてくれる可能性を秘めていると言えるでしょう。

### 景観を軸にした地域振興のモデルケース その1



## 2 美しい景観を維持・創造していくということ

「美しく個性的な景観（＝良好な景観）」を維持・創造していくためには、ある程度の「規制」を設けて、住民がお互いにその規範を守り、共通認識を持って「景観づくり」という協働作業を展開していく必要がありますが、この規制という行為を切り取ってみると、受け手一人ひとりそれぞれに許容範囲が異なっていると言えます。

ある人にとっては受け入れることのたやすい規制内容であっても、ある人にとっては受け入れ難い内容かもしれません。それ

は、景観形成上の規制が、生活者一人ひとりの生活環境に密接しているものだからです。

言い換えるなら、良好な景観の維持・創造は、「目指すべきまちの将来像」を共通認識として、住民一人ひとりの利害関係を整理していくことに他なりません。

規制をかけて良好な景観を創り上げていくことの「メリット」と「デメリット」を十二分に吟味し、誰もがわかりやすい形で示していくためにも、景観計画を策定することの意義は大きいと言えます。

ビルオーナーAさん



まだまだ大洲は発展途上なんだから、土地の有効活用が先決！建物の高さ制限などもってのほかだよ

起業家Cさん



お城の眺望景観は、大洲の地域ブランドを向上させて、起業チャンスを膨らませる上で有効だ！ぜひ、やるべきだよ

主婦Bさん

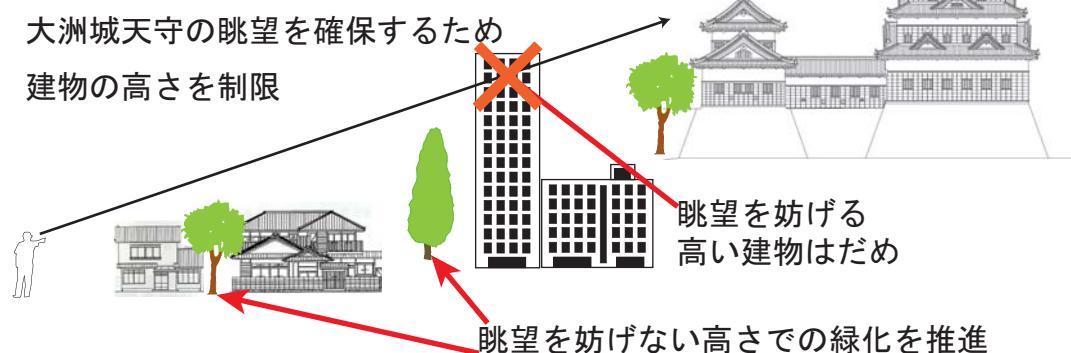


お城の眺めとか・・・余り考えたことないし、どっちでもいいわ

例えば

お城の眺望を守るために

大洲城天守の眺望を確保するため  
建物の高さを制限



### 3 良好的な景観の形成に向けた「市民」「行政」「事業者」の協働

「良好な景観」には、「市民」「行政」「事業者」の連携と協力とが不可欠であると言えます。例えば、おはなはん通りを例に考えてみましょう。

計画策定過程で実施したワークショップでは、おはなはん通りの魅力の向上に必要な景観要素（景観を構成する要素）に関して、「親水空間（水路などの身近な水辺空間）」や「緑」を挙げる意見があり、逆に、不要あるいは撤去すべき景観要素としては、「電柱」や「（違法駐車している）車両」を挙げる声がありました。これらのことを見実現していくためには、下に示したような、行政が主となって行なうべき事業（黒字標記）や、住民が主となって行っていくべき事業（赤字標記）の一つひとつを住民・行政・事業者が連携し、お互いの理解と協力をもって、先に述べた「利害関係の整理」を

円滑に行いながら、実施していく必要があるわけです。

例えば、「ゴミや違法駐車のない美しいまちづくり」のためには、法律や規則だけではなく、「美しい景観をつくっていこう」という住民相互の意思の疎通と合意形成、そして、それを手助けするための行政の仕組みづくりが必要でしょうし、新しい要素を景色の中に加えていくのであれば、そのための充分な準備と住民の理解と協力が必要になります。

市民・行政・事業者の3者が、美しく個性的な景観づくりに向けて目標を一にし、積極的に取り組みを始めた時、初めて、景観づくりはスタートすると言えます。すなはち、景観計画は、そのスタートラインに当たるのです。



## 第3章 地域の現状と課題

### 1 大洲市の現状

新大洲市は、旧大洲市を中心に、肱川流域の4市町村が、平成17年1月の合併で一つとなり、約432.2Km<sup>2</sup>の市域をもってスタートしました。

各地域を結ぶ肱川を中心に発展した地域で、市域の70%程度を森林が占めています。また、加藤家6万石の城下町として栄えた肱南地区を始め、各地域共に豊かな歴史・風土に恵まれ、固有の観光資源を数多く抱えているのも特徴です。

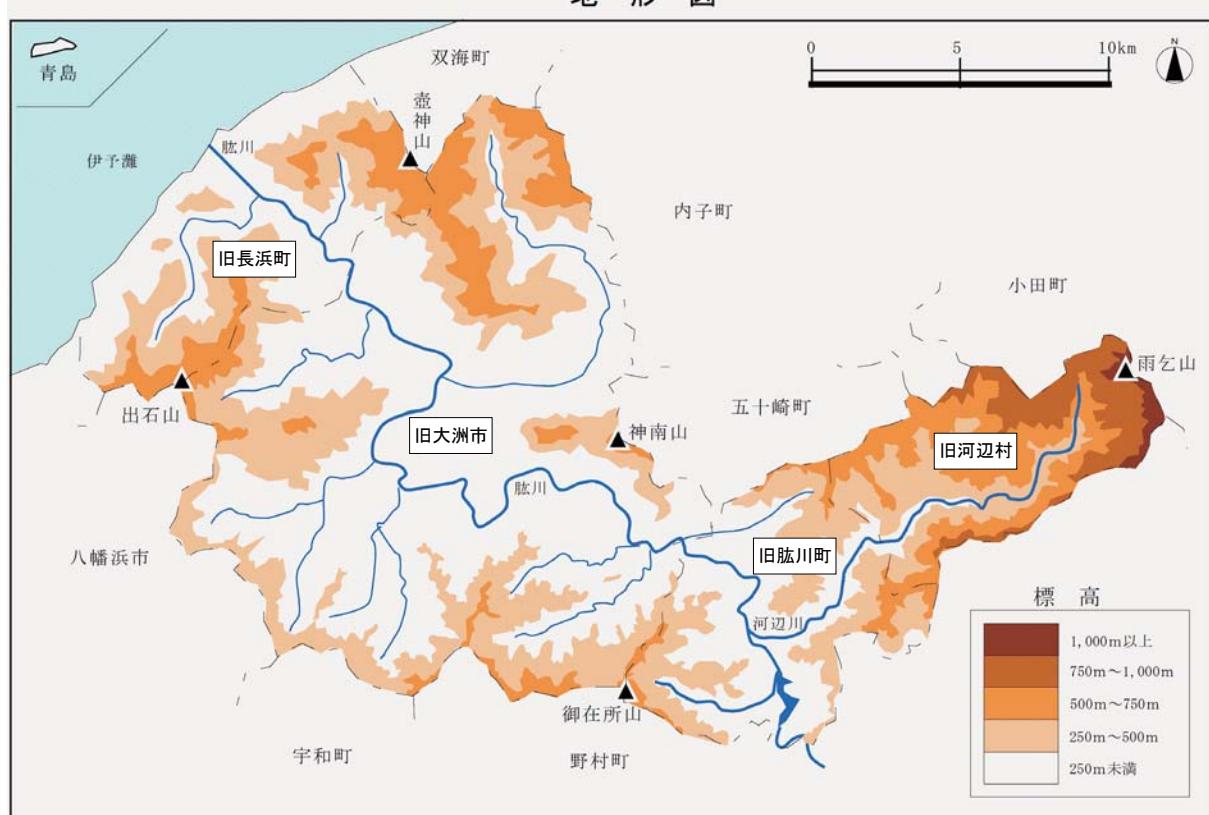


大洲盆地を中心とする肱川沿いの平地部に多くの人口が集中していますが、肱川・河辺地区のように、急峻な斜面を抱える土地に集落を形成する地域も点在します。山の中腹から上に、張り付くように点在する集落もまた、この地域独特の景観の一部でもあります。

また、唯一海に面する地区である長浜地区にも住宅密集地域があり、かつての湊町としての繁栄振りをうかがわせています。



地形図

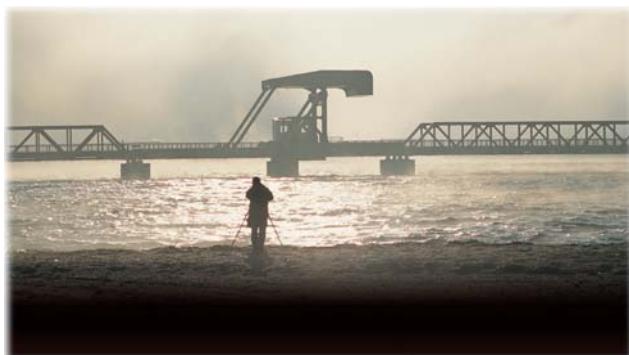


母なる肱川は市内の各地を結び、経済活動の上でも文化の醸成の上でも、この地域を一つにまとめる軸として古くから機能してきました。そして、住民生活を影で支えながら、時には洪水という形でその生活を脅かし、自然の偉大さを常に示威しながら悠久の歴史を刻んできたのです。ですから、当然大洲の景観を語る上ではその中心をなすものであり、要であると言えます。

また、各地域における景観は、それぞれに際立った個性を持っています。例えば、長浜地区であれば、長浜大橋に見る「湊町長浜」の繁栄の跡であったり、肱川地区に見る「鹿野川湖」を中心とした自然と人工物との調和。そして、河辺地区における「浪漫八橋」等の個性的建造物と自然景観との調和などです。

しかし、江戸時代あるいは、それ以前からの歴史をひも解いてみても、この地域の歴史の中心にあったエリアは、やはり、旧

城下町として栄えた「肱南地区」にあったことは間違ひありません。大洲城を中心に、養蚕・製糸と製蠣、舟運に栄えた時代の名残をそこかしこに抱え、今に引継いでいる町並みには、この地域の歴史を垣間見ることができます。また、そんな景観資源を活かしての観光振興にも力を入れており、肱川やその河原を舞台にした「うかい」や「いもたき」等の外、「大洲城」や「臥龍山荘」「おおず赤煉瓦館」「ポコペン横丁」などのスポットを巡る観光が好評です。



### 3 上位計画に見る地域景観の現状と課題

#### (1) 大洲市総合計画

大洲市総合計画においては、いくつかの項目に関連して「景観」というものが、キーワードとして扱われています。

##### 【第3章 分野別施策の基本計画】

###### 第1節 自然きらめくまちづくり

「自然環境・景観の保全」という項目を設定し、保全すべき「美しい風景」として、「山の緑」「肱川や河辺川の水辺」「海岸」「田園」「農村」等を挙げています。

###### 第2節 文化きらめくまちづくり

「文化・芸術の振興」の項目の中で、「歴史的な町並み（景観）」等の景観資源の活用を挙げています。

###### 第4節 活力きらめくまちづくり

「商業・サービス業の振興」の項で、魅力的な景観・環境の商店街づくりを提言しています。

###### 第5節 快適きらめくまちづくり

「町並み・住宅の整備」の項では、市街地における「空き家・空き地の増加問題」を指摘し、「景観計画の策定を通じた大洲

ならではの美しい景観の創造」を提言しています。また、「公園・河川・海岸の整備」の項では、これらを景観のシンボルとして位置づけ、都市公園の整備充実や身近な広場・緑地等の有効活用を提言しています。

#### (2) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランにおいては、以下の通り、大きく2つの立場から都市景観をとらえ、その形成に係る方針を示しています。

##### ① 観光景観資源としての景観形成

- ・ 山・川・海の自然景観
- ・ 大洲城・長浜大橋・おはなはん通り等、歴史的・文化的な魅力の高い景観、眺望景観

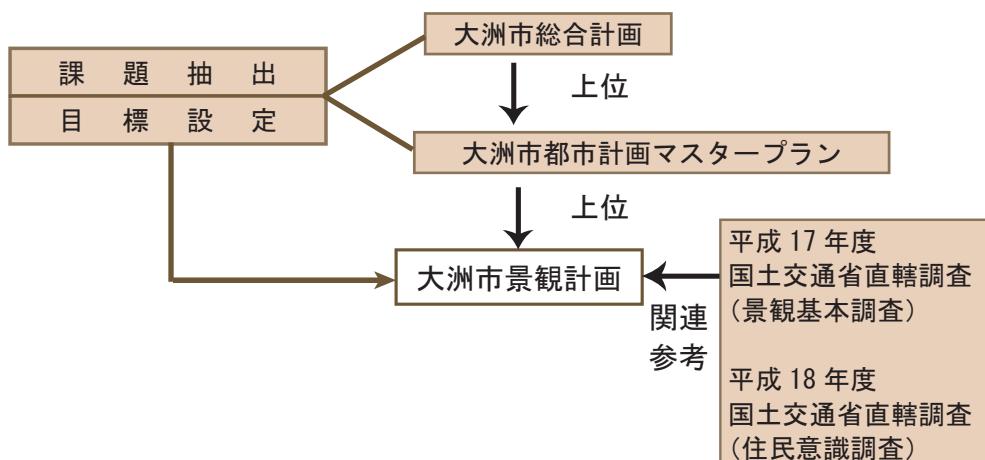
##### ② 美しい魅力的な景観形成

- ・ 建物、看板・サインのデザイン誘導
- ・ 田園風景の維持・保全

##### ③ 景観形成に向けた取り組み

- ・ 景観計画、景観地区の検討
- ・ 重要文化的景観、特別緑地保全地区の検討

### 上位計画等との関連付け



## 4 市民の意識調査による地域景観の現状と課題

### (1) 調査の実施

今回の調査は、国（国土交通省）の支援を得て平成19年3月中に実施したもので、結果は、以前インターネットなどでお知らせしたとおりです。

一般市民への郵送での調査については、調査対象1,300人に対して、454人の回答をいただき、回答率は34.9%でした。また、併せて行った、市内小・中・高等学校（小学校は大洲小学校のみの限定調査）を対象とした意識調査では、計833人の生徒・児童の皆さんから回答をいただきました。

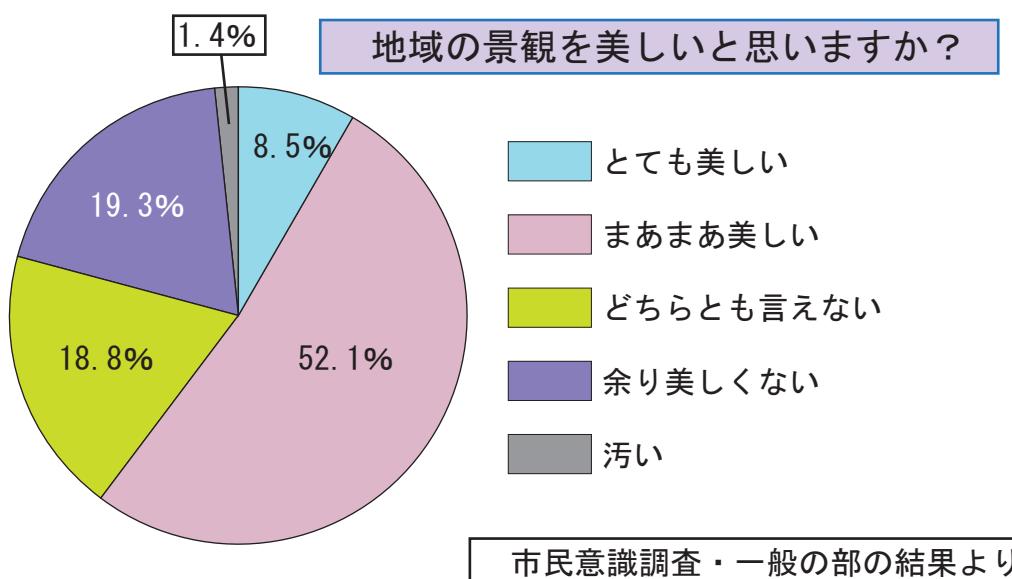
このうち、「地域の景観を美しいと思いますか？」の問い合わせに対しては、全体（一般）で約60%の人が、「とても美しい」「まあまあ美しい」と答えており、その理由としては、「自然の織り成す風景」を挙げる声が最も多いかったです。ただし、肱南・肱北地区に限定して見てみると、「大洲城などの眺望景観が美しい」を理由に挙げる声が一番多くなっています。

また、全体の中で、景観が美しくない

理由として1位、2位を占めるのは、「耕作放棄地（耕作をやめて荒れてしまった田・畠）」「空き家・空き地」の増加でした。更に、「良くなってきた景観」の第1位は「大規模な商業施設周辺の景観」で、「悪くなってきた景観」の第1位は、「身近な商店街の景観」でした。

一方、「これからより良い景観づくりに必要なこと」について聞いてみたところ、第1位に挙がったのは、「モラルの向上に努める」というもので、ゴミのポイ捨てやペットのウンチ公害が身近な問題としてクローズアップされていることを象徴していました。なお、地域で自主的な景観形成活動が展開される場合、「何らかの形で参加あるいは支援したい」と思っている人が、全体の約94%程度を占めるのに対して、「景観形成に係る法律・規則での私権の制限を部分的にでも支持する」という声は、約67%程度に止まっています。

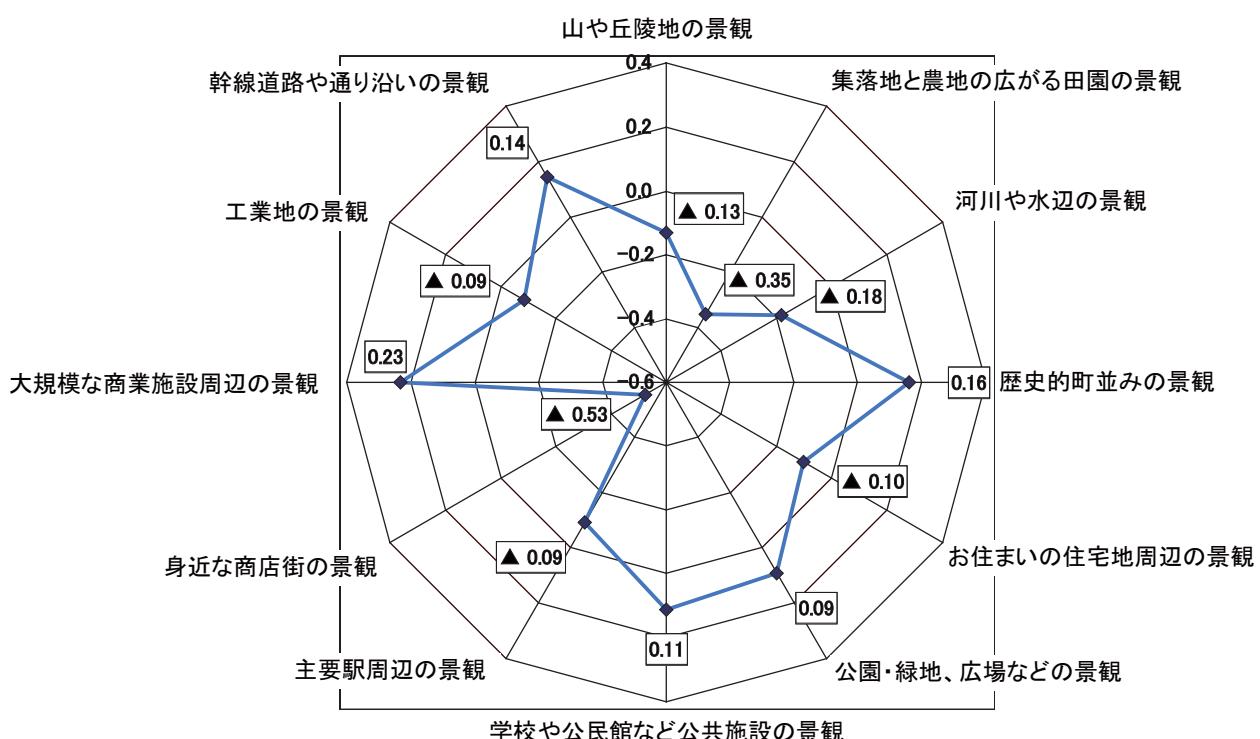
なお、住民が主体的に取り組むべき内容としては、「身近な環境美化活動」や「緑化推進活動」が、1、2位を占めました。



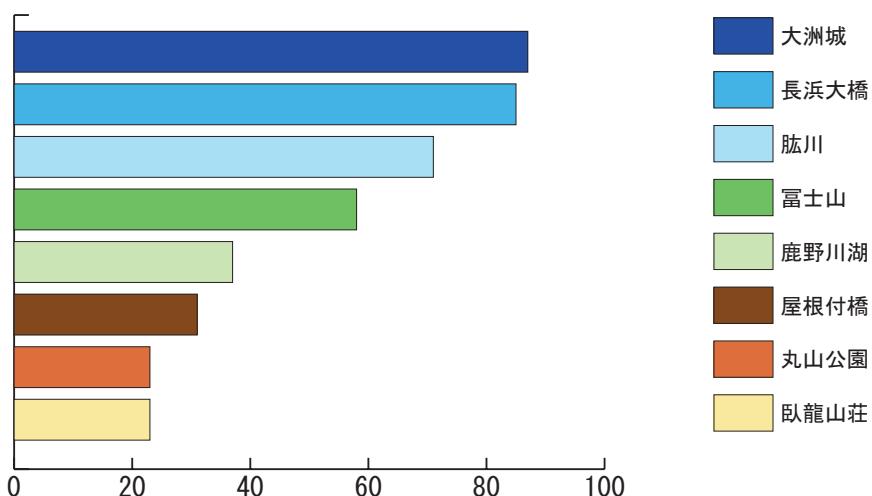
## (2) 大洲らしい景観

大洲らしい景観として認知されているもののトップは「大洲城」、続いて「長浜大橋」「肱川」「富士山」の順となりました。ただし、小・中・高校生におけるアンケートでは、「肱川」「富士山」「大洲城」の順となっており、大人に比べ、自然環境への関心が高いことをうかがわせています。

### 地域景観の変化（評価点）



### 他市に誇れる、大洲らしい個性的な景観は？（一般）



## 5 主たる課題の抽出

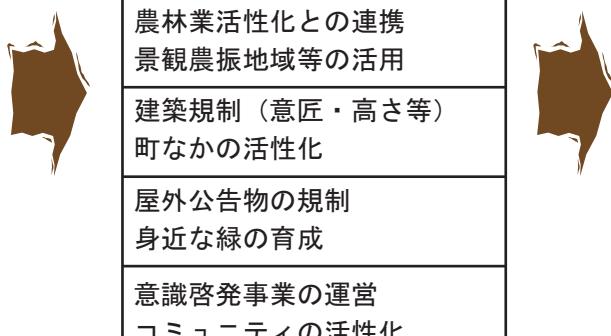
上位計画における分析と市民意識調査の結果等を参考にして、以下の通り4つのキーワードを設定し、「課題・問題点」「プラス要素」を整理した上で、想定される対応策を仮に位置づけてみました。

また、計画の目標や方針を整理していくために、対応策を位置付けながら、景観のとらえ方を5つの区分に分けてみました。

### 4つのキーワード

- 1 自然景観（自然環境の保全）
- 2 中間的景観（人の営みと自然景観との調和）
- 3 人工的景観（人工物の連續性、自然を借景に人工物の織り成す美観）
- 4 景観意識（モラル）の向上

キーワード	課題・問題点	プラス要素
自然景観	乱開発や汚染による環境破壊が招く景観の劣化	美観としての支持の高さ 環境保全への意識の高まり
中間的景観	耕作放棄地の増加や山村集落の衰退による景観の劣化	浪漫八橋などの個性的建造物と自然景観、田園風景の調和
人工的景観	町並みにそぐわない建物の増加や空地・空き家の増加	大洲城天守閣等新しいシンボルの誕生
	屋外広告物の氾濫等	賑わいを見せる新たな都市景観の誕生
景観意識の向上	犬の糞公害やゴミのポイ捨てなどが減らない	景観まちづくりへの前向きな意識



キーワード	想定される対応策	景観区分
自然景観	海・川の水質や山の緑を保全するための規制、システム	① 自然景観
中間的景観	農林業活性化との連携 景観農振地域等の活用	② 調和景観
人工的景観	建築規制（意匠・高さ等） 町なかの活性化	③ 生活景観
景観意識の向上	屋外広告物の規制 身近な緑の育成	④ 都市景観
	意識啓発事業の運営 コミュニティの活性化	⑤ 眺望景観

## 6 景観の区分と軸・拠点の設定

「大洲らしさとは？」あるいは「大洲ならではの景観とは？」とたずねられた時、あなたなら、どうお答えになるでしょう。

「城や、城下町としての町割り」「明治・大正・昭和初期の繁栄振りを物語る文化遺産と町並み」「豊かな自然景観を借景とする農山漁村風景」等々・・・。イメージされる風景は様々でしょう。

しかし、これから景観形成上のルールを定めていくためには、目指すべき町の風景を定義付け、そのために必要な基準を定めていかなければなりません。このため、まずは景観のとらえ方を前頁で指定した通り、5種類に分類して整理しました。

### 1 自然景観

「海」「山」「川」「森林」など、純粋な自然の要素が織り成す景観、美観

### 2 調和景観

自然景観を主とする景観の中に、人々の営みそのものや建造物がアクセ

ントを成して構成される景観、美観

### 3 生活景観

地域の歴史や風土、自然景観等を借景として、生活者が主体となって織り成す景観、美観

### 4 都市景観

市街地の中には、人工的な要素である建造物の連続性や、公園、広場などの人工的な緑が織り成す景観、美観

### 5 眺望景観

「大洲城」や「長浜大橋」等象徴的な建物や建造物、あるいは「朝霧」等の象徴的な自然景観を眺望する広がりのある景観、美観

以上のように、「自然景観」から少しずつ人工的な要素が膨らんでいく内容で、「都市景観」までを定義しています。ただし、「眺望景観」については、自然的要素から人工的要素まで、幅広く関わってくる景観として分類されるものです。

#### 1 自然景観

海・山・川・森など自然の資源が織り成す美観

#### 2 調和景観

自然景観の中で人々の営み（構造物）がアクセントを成す美観

#### 3 生活景観

歴史・風土（自然景観）を借景として、生活者が主体となって織り成す美観

#### 4 都市景観

市街地の中で、人工物の連続性や公園・広場等の人工的な緑が織り成す美観

#### 5 眺望景観

象徴的な自然・人工物を望む美観

次に、これらの景観の要素を「線的」「面的」につないで考えていくために、3つの軸と4箇所の景観形成拠点とを併せて定義してみました。まず「軸」とは、人や物の動きに伴って、景観を線的・面的に結んで行く上での骨格を成すもので、本計画では、3つの軸を想定してみました。

### 1 河川景観軸

市内を流れる河川のうち、「肱川」などの中核的な河川沿いに展開する景観をつなぎていく「軸」のことです。

河川景観軸

肱川等中核的河川沿いに展開する景観

道路景観軸

市内・外、及び市内の拠点を結ぶ主たる道路沿いに展開する景観

観光景観軸

観光振興上で連結されるルート沿いに展開する景観

最後に、これらの景観形成の軸線上で、中核をなしていくエリアを「景観形成拠点」として定義します。

これは、先に定義した軸上にあって、特に、個性豊かな景観資源に恵まれ、面的景観形成上の「核」を成す地域のことで、合併前の旧市町村時代に、それぞれの町を代表した、景観的な特性を良く残した地域を対象に位置付けました。

### 1 大洲拠点

旧中心市街地である「肱南地区」及び「肱北地区」を中心としたエリアで今回、「景観計画区域」として指定する範囲を中心に想定しました。

### 2 道路景観軸

市内と市外とを連結する主要な道路や、市内の各地域を結ぶ主たる道路沿いの景観をつなぎていく「軸」のことです。

### 3 観光景観軸

美しい景観づくりを通して観光の振興に着目し、観光で訪れた人々の視線の先をつなぎていく「軸」のことです。

### 2 長浜拠点

肱川河口付近を中心として、「江湖」や「長浜大橋」「末永邸」等を中心に湊町の風情を残す範囲を想定しました。

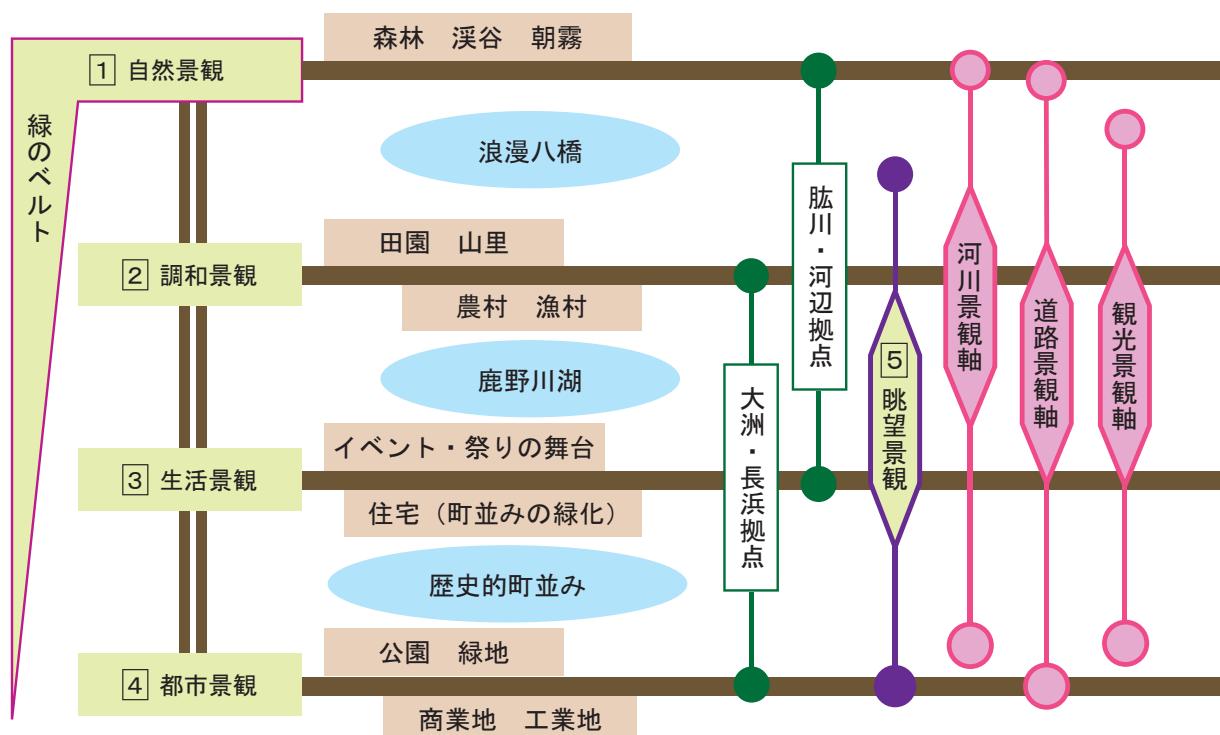
### 3 艮川拠点

「鹿野川湖」を中心に、「歌麿館」「小藪温泉」などの観光資源も意識した範囲を想定しました。

### 4 河辺拠点

「浪漫八橋」を中心に、個性的な山村風景の美しい範囲を想定しました。

ここまで定義してきた「景観の要素」  
「軸」「拠点」の関係を整理すると、下の図  
のような関係になることがわかります。  
また、これらの要素を全市的な位置関係



景観構造図



## 第4章 景観計画の目標

### 1 全市の見地からの目標

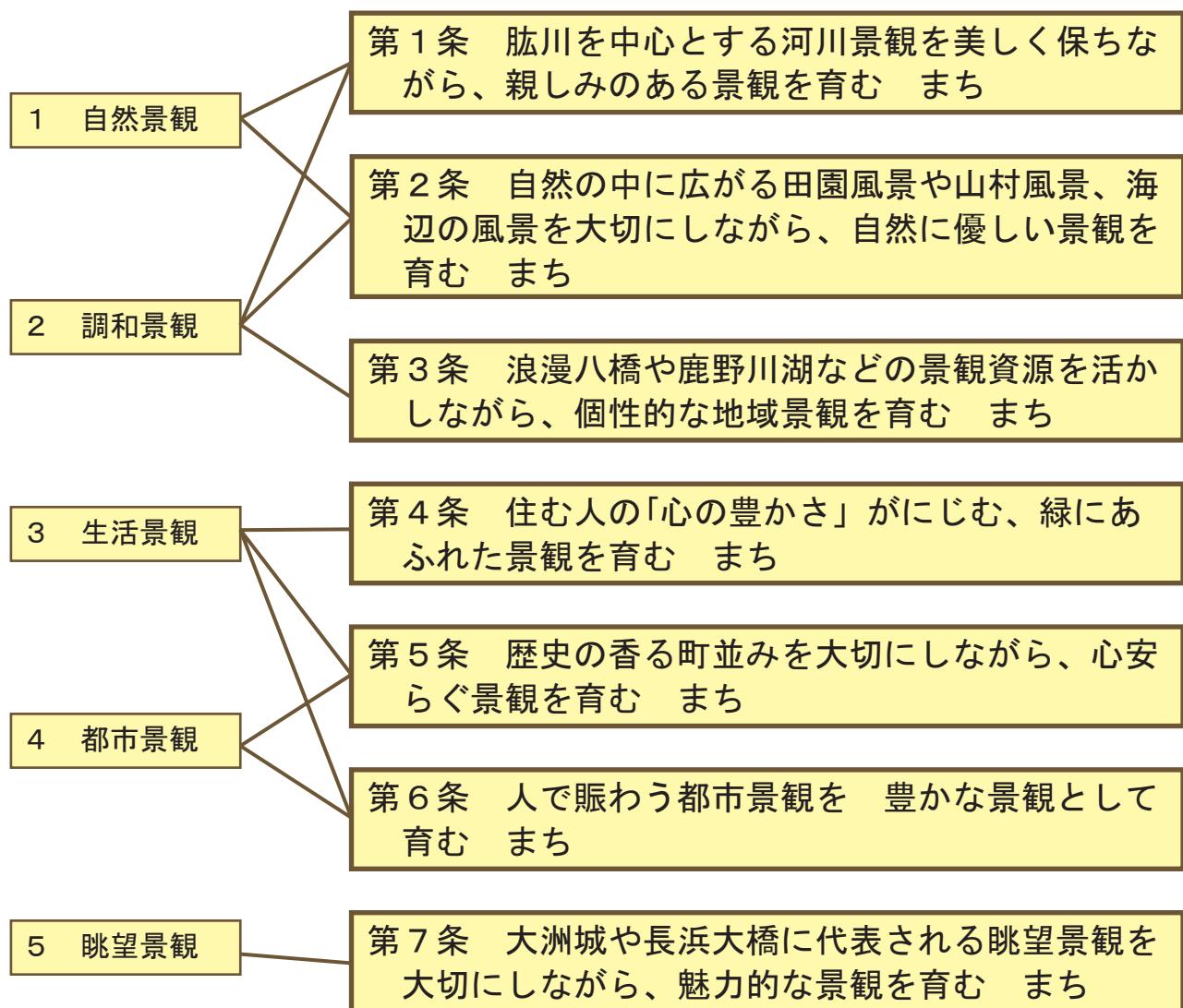
第3章で整理した視点から、5つに区分した景観要素に対応する目標を設定したものが下の表です。

例えば、自然景観を美しく整えていくためには、上から2つの目標を掲げる必要があります。特に、大洲における肱川の存在の大きさに配慮し、河川景観については、一つの目標として、他の自然景観要素から独立させました。また、2番目の調和景観

については、人工的要素よりも、自然的要素の方が存在感を放つ、肱川・河辺地域を意識しながら、3種類の目標に関連付けました。

このような要領で、それぞれの景観要素から、7種類の目標を基礎的に導き出し、全市的な目標（= 景観づくり7か条）として設定しました。それぞれの目標の意味するところは、次頁以降に掲載します。

### 景観づくり7か条



### 第1条 肱川を中心とする河川景観を美しく保ちながら、親しみのある景観を育む まち



### 第2条 自然の中に広がる田園風景や山村風景、海辺の風景を大切にしながら、自然に優しい景観を育む まち

大洲では、河川景観だけではなく、海を抱える景観や、山や森林を主とする美しい自然景観などを、各所で楽しむことができます。この多様な自然景観を保全していくことで、市民の憩いの場として活用するだけではなく、自然の持つ優しさを求めて訪れる外来の人々にも一時の安らぎを提供していくことで、交流人口を拡大し、大洲へ

大洲の豊かな自然景観の中でも、とりわけ特徴的であり、市民にとって親しみ深い存在である「肱川」を始め、河川のある風景を美しく整えることで、「水」「水面」という存在を生活の一部として感じられるような環境作りに取り組むこととします。美しい水と緑とを後世に引継いでいくことは、私たちに課せられた大きな使命でもあります。

のリピーター創出につなげていくことができます。「自然」あるいは「自然景観」がつなぐ、交流の輪は、きっと多くの幸せを運んでくれることでしょう。



### 第3条 浪漫八橋や鹿野川湖などの景観資源を活かしながら、個性的な地域景観を育む まち

大洲市は平成17年1月に4つの市や町、村が合併して誕生しましたが、それぞれの地域には、それぞれ固有の歴史があり、また、その一方で、肱川を媒体として育んできた一体的な歴史を有しています。そういった地域の個性は、それぞれの地域に残る景観特性の中に見て取ることができます。そんな景観を後世へ引継ぐことは、大

洲という町全体が、未来に向かってその個性を失うことなく主張していく上で、とても大切なことです。

町の個性を次代へと語り継ぎ、子どもたちが、生まれ育ったふるさとを誇りに思うためにも、各地域での個性的景観の保全・育成は重要です。

#### 第4条 住む人の「心の豊かさ」がにじむ、緑にあふれた景観を育む まち



「水」と並んで、「緑」は人々の生活に潤いを与える大切な要素です。大洲は、市域の7割強に森林を抱えているため、ともすれば、この緑に対して鈍感になってしまいがちです。居住空間の身近なところから、緑を育て大切にしていくことは、自然への優しさ・親しみの心を養い、町並みの美化にも貢献することになります。

緑にあふれる環境作りを積極的に進めることで、町の魅力を増幅させましょう。

#### 第5条 歴史の香る町並みを大切にしながら、心安らぐ景観を育む まち

町並みは、その町の歴史の証言者でもあります。美しく歴史の香る町並みを後世に残し伝えていくことは、今を生きる我々の義務であり、将来を生きる子どもたちに町そのものの歴史を学ばせる最良の方法でもあります。

大洲らしい町並みの保全・形成に努めながら、町としての歴史を刻んでいきましょう

う。そうすることで「大洲の町に足を運んでみたい」という人もきっと増えるはずです。こうした交流人口の拡大は、地域の活性化に大きな可能性をくれます。



#### 第6条 人で賑わう都市景観を 豊かな景観として育む まち

大洲市には、昔懐かしい佇まいだけではなく、新しい都市としての景観も存在します。新しい、あるいは近代的な都市景観にも一定の美しさの基準を与えることで、町はより一層輝きを増し、人々の生活空間としての潤いも増

すことでしょう。

単に、生産する、消費する、便利に暮らすだけの都市空間から、潤いを感じ、安らぎを感じ、暖かみを感じられる都市空間へと魅力を増すことは、そこで暮らす私たちの生活の質を向上させ、定住人口の増加にもつながるものです。



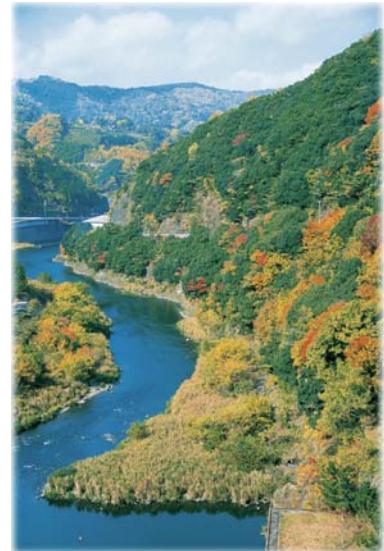
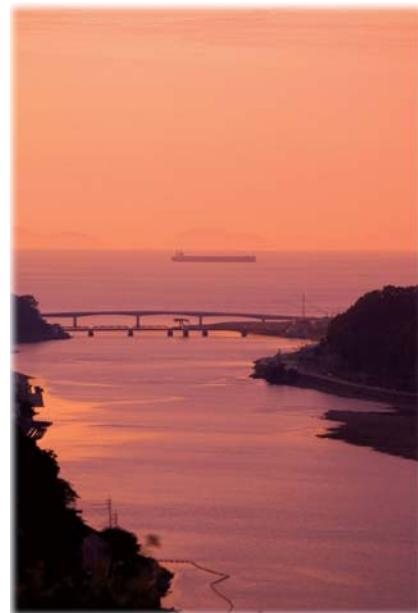
## 第7条 大洲城や長浜大橋に代表される眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育む まち

高みにたって町を見下ろす、高いところから自然の絶景を見下ろす、「眺望景観」とは、かつては、一部の者だけにしか楽しむことのできない「特殊な景観」であったかもしれません。特に、天守閣から町を見下ろす、といったことは、権力者にしか許されなかつた特権であったのです。

しかし、現代にあっては、町で暮らし町で活動する市民一人ひとりが、それを楽しむことができます。この町の素晴らしい建物や町並み、自然などを見晴らす景観、あ

るいは、この町のシンボルを美しく眺めることのできる景観を楽しみながら、地域の歴史や、連綿と育まれたきた文化に思いをはせ、町の将来について語らってみることも、時には大切ではないでしょうか。

市民共有の眺望景観を美しく保っていくことは、そんな一時を将来につないでいくことに他なりません。



## 2 計画区域における目標

今回、具体的に景観計画区域として指定する地区は、第3章で説明した大洲拠点に位置しています。先に定めた「景観づくり7か条」のうち、特に関連の深い下記の5

条を柱に、「大洲拠点の目標5項目」を設定することとし、今後大洲拠点における計画区域の拡大を図る場合には、隨時見直しを行うことにします。

### 「景観づくり7か条」より

**第1条 肱川を中心とする河川景観を美しく保ちながら、親しみのある景観を育むまち**

**第4条 住む人の「心の豊かさ」がにじむ、緑にあふれた景観を育むまち**

**第5条 歴史の香る町並みを大切にしながら、心安らぐ景観を育むまち**

**第6条 人で賑わう都市景観を豊かな景観として育むまち**

**第7条 大洲城や長浜大橋に代表される眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育むまち**

### 大洲拠点の目標5項目

1 肱川を中心に置く景観を美しく保ちながら、親しみのある景観を育む

2 住民の活力で、町並みの中に、緑にあふれた景観を育む

3 歴史の香る町並みを大切にしながら、住む人にも、来る人にも優しい景観を育む

4 活力にあふれた、豊かで美しい都市景観を育む

5 大洲城を望む眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育む

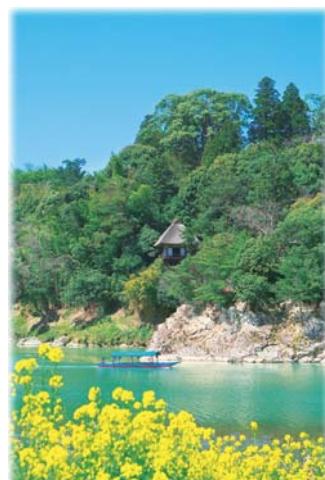
### 1 肱川を中心に置く景観を美しく保ちながら、親しみのある景観を育む

計画区域では、肱川はその中心部を貫き、地区景観の中心をなす存在となっています。川越しに見る天守閣や、川面に浮かぶ舟やカヌー、川越しに見上げる富士山の緑など、水面を絡めた景観の数々は、市民にとっての母なる存在とも言えます。

また、他地域から訪れた人々に大洲を印象付け、再び足を運んでもらうためにも、肱川そのものの持つ美しさを維持しながら、その周辺景観の在り方にも一定のルールを付与し、将来に向けて、「美しく魅力的な河川景観」として引継いでいかなければなりません。

ばなりません。

「環境保全」「美観形成」「水と親しむ親水空間としての活用」など、様々な角度から肱川をとらえ、景観形成の観点から、総合的に良好な環境作りに努めましょう。



## 2 住民の活力で、町並みの中に、緑にあふれた景観を育む

この地区では、従来から通り沿いで緑の育成が盛んに行われています。今後も、

住民がこぞって参加できる市内緑化の推進に尽力し、活力にあふれた緑の演出を実現しましょう。

## 3 歴史の香る町並みを大切にしながら、住む人にも、来る人にも優しい景観を育む

計画区域のうち、おはなはん通りを中心とした町並みは、町並み保全の補助事業の成果もあり、昔懐かしい伝統的な町並みの風情を遺してきました。藩政時代からの城下町としての町割をそのままに、明治～大正～昭和の初期と、製蝦・製紙・舟運に沸いた時代の名残りを残す歴史的な町並みを、その歴史観と共に後世に引継ぎ、昭和レトロの似合う町として多くの人々から支



持され続けることができるよう、一定のルールを定めた上で景観の担保に努力しましょう。

## 4 活力にあふれた、豊かで美しい都市景観を育む

計画区域内には、国道56号沿いを中心に、官庁や小・中学校などの文教施設、商店街などを抱えた区域が存在します。これらの区域をただ無作為に近代的な建物の並ぶ区域として放置することなく、一定の

ルールを与えることで、魅力ある都市景観としての景観形成に取り組みます。新たに創造される景観は、地域の新しい顔として、観光施設をつなぐ憩いの空間としての役割を担うことになります。

## 5 大洲城を望む眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育む



大洲城天守閣は、平成16年9月、まちづくりのシンボルとして完全木造での復元が完了しました。この天守をいただく景観は大洲の新しい眺望景観であり、市内外を問わず多くの人々に感動を与える景観として定着しています。

他市に誇れるこの景観を美しく保全しながら、市民の誇りとして後世に引継ぎ、大洲の町の魅力の増幅に努めましょう。

### 3 地域の将来像

#### 1 大洲拠点における、まちづくりの将来像

この地区については、大洲市総合計画の中や、都市計画マスタープランの中で、下表のような整理がなされています。特に、肱川や富士山に代表される自然と、江戸～明治～大正～昭和と幅広くつながる歴史・文化遺産や町並みの調和が強く謳われており、それらを資源として活かした観光振興や、それと連動しての中心市街地の活性化等が求められています。

「住む人に優しく、来訪者にも感動を与えることができるような景観形成に努め、

美しい町に多くの人が回遊し、そこに生じる交流を通じて町に活気があふれるような、そんな「まちづくり」を目指しましょう。

具体的には、

- ①大洲城や肱川沿いの風景を美しく眺めることのできるまち
- ②昭和の香る町並みに、江戸時代からの歴史を垣間見ることのできるまち
- ③人ととの会話にあふれ、豊かな自然（緑）の中で人的交流の盛んなまち
- ④観光をキーワードに、交流人口の拡大を経済の活性化に活かすことのできるまち

#### 総合計画から抜粋した まちづくりの方向性

- 創造的な教育・文化の取り組みと観光・商業との連携
- 中心市街地の活性化
- 美しい自然景観と町並みの調和
- 大洲城と歴史的町並みが残る地区の2核を結ぶ体験型観光の推進
  - ・江戸・明治・大正・昭和・平成につながる豊かな歴史・文化

#### 都市計画マスタープランから抜粋した まちづくりの方向性

##### 目標／

- 自然と豊かな歴史的資源や先進的な文化・教育都市の伝統の活用
- 観光・商業との連携

##### 具体的方向性

- 景観計画を策定し、景観地区の指定を検討
- 城山公園は、景観に配慮した観光振興の拠点として、計画的な整備を推進
- 快適な回遊空間の創出に努力
  - ・市街地への新たな親水空間の整備を推進
- 自然的・歴史的環境にも配慮した修景整備を促進
- 市街地周辺に広がる田園風景の美しさを維持・保全
- 都市における貴重な自然的環境として、河川環境を整備・保全

## 2 長浜拠点における、まちづくりの将来像

この地区については、大洲市総合計画の中や、都市計画マスタープランの中で、下表のような整理がなされています。特に、「長浜大橋」や「瀬戸内海」といった既存の地域資源の維持・保全が強く謳われており、それらを資源として活かした観光振興や、新たな観光資源の創出もにらんだ地域活性化について示されています。

湊町としての豊かな歴史観と瀬戸内の豊かな恵みを大切にしながら、自然的景観と人口的景観の調和した、豊かで美しい景観

を享受できる、そんな「まちづくり」を目指しましょう。

具体的には、

- ①「長浜大橋」や「肱川嵐」等の個的な景観を美しく眺めることのできるまち
- ②海運で栄えた湊町としての歴史を町並みの中に感じることのできるまち
- ③新たな観光資源の開発に取り組み、交流人口の拡大に積極的に取り組むまち
- ④瀬戸内の豊かな恵みを、住む人も、訪れる人も、ゆっくりと楽しんでもらえるまち

### 総合計画から抜粋した まちづくりの方向性

- 地域資源を活かした魅力づくり
- 新たな観光のまちづくりの創出
  - ・坂本龍馬の「維新の港」「海の駅」「ながはま水族館構想」など

### 都市計画マスタープランから抜粋した まちづくりの方向性

#### 目標／

#### ○歴史的遺産と河川景観に配慮したまちづくり

#### 具体的方向性

- わが国最古の道路可動橋である「長浜大橋」の保存・活用を図る
- 歴史的・文化的な景観資源の魅力を高める景観づくりに努力
- 清流肱川や「伊予灘」に面した海岸等の水辺空間を積極的に保全
  - ・美しい景観要素として
  - ・水生動植物の生息地として
  - ・本市を代表する良好な都市の自然的環境として
- 豊かな自然的景観については、その美しさを積極的に維持・保全

### 3 肱川拠点、河辺拠点における、まちづくりの将来像

この地区については、大洲市総合計画の中や、都市計画マスターplanの中で、下表のような整理がなされています。特に、自然的景観の活用と、自然の恵みを最大限に活かし、自然と人が安心して触れ合うことのできる空間整備やソフト事業の展開について強く謳われています。豊かな自然を借景にした鹿野川湖の持つ独特的景観や、屋根付橋のある景観の保全。自然の恵みである「温泉」や「山の幸・川の幸」を使っ

ての郷土料理の開発など、交流人口の拡大もにらみながら、誰もが住んでみたいと思うような「まちづくり」を目指しましょう。

具体的には、

- ①豊かな自然を大切にしながら、心豊かに過ごせるまち
- ②「鹿野川湖」「浪漫八橋」等のある風景を美しく楽しむことのできるまち
- ③自然と人が安心して触れ合うことのできるまち
- ④森林資源に支えられた豊かな歴史を後世に伝え行くまち

#### 総合計画から抜粋した まちづくりの方向性

- 体験型観光の推進や名物料理等の食の魅力の向上
  - ・惠まれた農村風景や安らぎ観光の温泉施設等の活用
- 伝承文化が息づく魅力ある地域づくり、誰もが住んでみたい地域づくり
  - ・グリーンツーリズムへの取り組み
- 既存の観光資源と農林業を活かした山村体験・滞在型観光の整備

#### 都市計画マスターplanから抜粋した まちづくりの方向性

##### 目標／

- 交流と安らぎを持つことができるまちづくり
  - ・小藪温泉や浪漫八橋などの歴史的・文化的資源の活用
  - ・豊かな自然や農林水産物の活用

##### 具体的方向性

- 水資源としての水を育む森林の整備
- 鹿野川湖の景観など湖を活かした地域づくり
- 河川環境の整備・保全に努めるほか、
- 安全に利用でき、河川を身近に感じることのできる親水空間の整備促進
- 豊かな自然的景観については、その美しさを積極的に維持・保全

## 第5章 景観計画の区域

### 1 景観計画の区域の設定

景観計画の第1段階としては、全市域を計画区域として設定するのではなく、市域の中でも、特に、景観形成への熟度が高まっている区域から順に計画区域を設定し、徐々にその区域を拡大していく手法をとることにしています。市域の中でも、大洲城天守閣の復元や、おはなはん通りを中心とする町並み保全への取り組み、そして、肱川

沿いの修景護岸など、景観形成事業が多数実施され、住民における景観形成への意識も高いと判断される「肱南地区」を中心に、以下の図に示す区域を景観計画区域として設定することにしました。

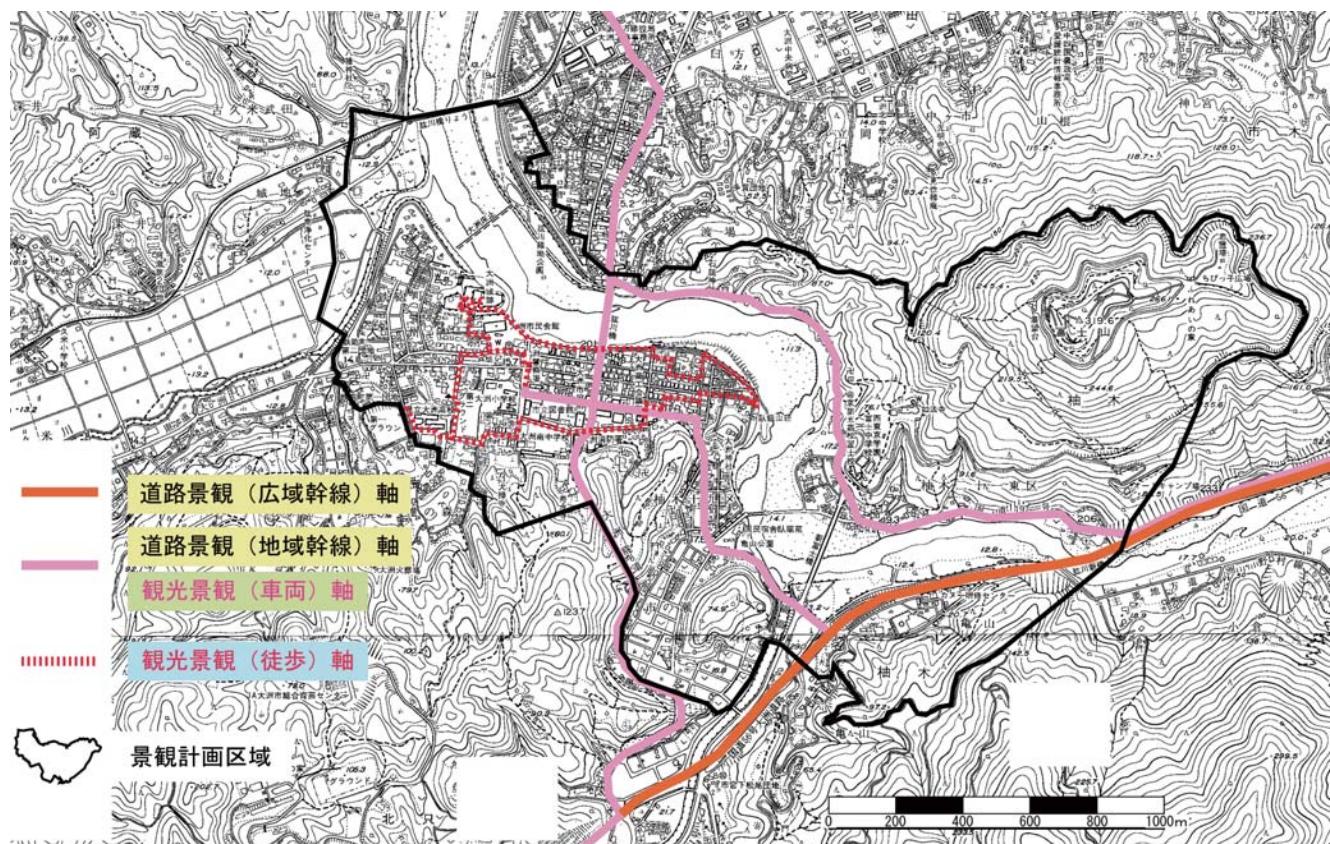
なお、計画区域内における詳細区域の設定については、次ページの通りです。

観光景観軸は、広域的な人の動線を仮想した「車両軸」と、エリア内で散策を楽しむ際のモデル的な周遊ルートを重ねた「歩行軸」の2種類を想定しました。

景観計画の区域面積：約 290 ha  
土地利用の状況：資料編添付図面参照

区域に含まれる主な地域：  
大洲市大洲、柚木の一部、西大洲の一部、阿蔵の一部、中村の一部

肱川を含み住宅地、商業地等の面積約 155ha と、山林等約 135ha



## 2 景観計画の区域の詳細設定

前ページで示した景観計画について、より地域の実情や歴史背景に配慮した適正な景観形成を図っていくため、更に以下の5種類の区域に細分化することとします。

1 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域

2 親しみのある都市景観創造区域

3 緑にあふれる町並み形成区域

4 肱川景観保全区域

5 大洲城眺望景観保全区域

なお、それぞれの区域は、下表の説明の内容で整理されるもので、具体的な範囲については、次ページに示した通りです。

1 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域

江戸期の町割り、明治～大正～昭和初期にかけての繁栄を今に留める文化遺産などが点在するエリアを縛り、伝統的な町並みの佇まいを守りながら、昭和レトロに代表される独特な風情を活かした良好な景観の保全・創造を目指す区域

2 親しみのある都市景観創造区域

官公庁や文教施設を数多く抱え、国道56号の走る区域であり、東西に歴史的文化遺産を抱える区域であることから、これらをつなぐエリアとして、商店街を中心に、親しみやすく美しい都市景観の創出に取り組む区域

3 緑にあふれる町並み形成区域

その大部分が、区画整理事業に伴い誕生した新しい街区であることから、街区全体の緑のバランスや、通り毎の緑の配置に意識を高め市民緑化の先導的なモデル地域となるよう、豊かな景観形成に取り組んでいく区域

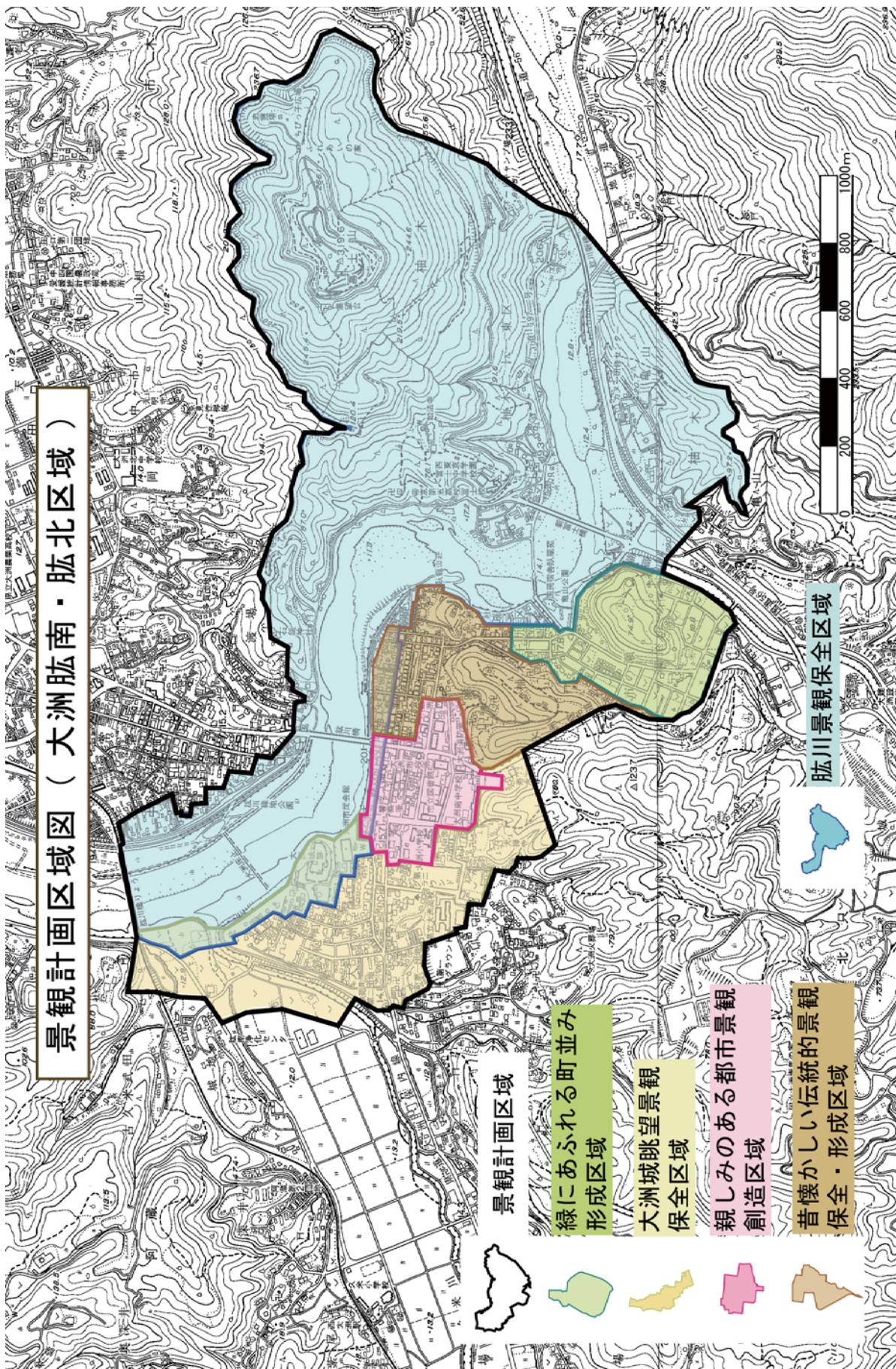
4 肱川景観保全区域

肱川沿いに展開する「大洲城や修景護岸の織り成す景観」や「水と緑の調和した美しい景観」を遊歩道からの視点を中心に適正に保全していくため、水面からの景観なども参考にしながら、周囲の緑の保全とそれに調和した建築物の高さ制限などを行っていく区域

5 大洲城眺望景観保全区域

大洲市の新しいシンボルとして復元された「大洲城天守閣」を美しく眺めることのできるビュー・スポット（視点場）をいくつか定めた上で、そこから望む「眺望景観」を保全していくために、建物の高さなどを制限していく区域

## 景観計画の区域の詳細設定図



## 第6章 良好的な景観形成に関する方針

### 1 全市の見地からの方針

全市的な方針としては、第4章で示した「景観づくり7か条」に対応する形で、以下の7項目に整理しました。

#### 景観形成方針1

- (1) 美しい河川景観を保ち、周辺の緑等との調和に配慮し、親しみのある景観を育む
  - ・肱川を中心とする河川の水質保全・浄化に努める
  - ・伝統的な河川構造物などの必要性を理解し、適正な保全に努める
  - ・河川沿いの緑の保全、護岸・後背地の建築物の形態・意匠に一定のルールを付与する



- る
- ・河川に浮かぶ建造物に一定のルールを付与する

#### 景観形成方針2

- (2) 自然と調和した景観を適正に保全し、自然を活かした美しい景観形成に努める



- ・田園風景、山村風景、海辺の風景など、多種多様な自然景観をそれぞれの個性を大切にしながら保全していく
- ・自然環境の適正な保全を実現するためのサポート組織として、民間主体でのボランティア組織の育成に努めると共に、学習機会の拡大に努める
- ・重要文化的景観についての研究を深め、その対象となりうる優れた自然景観の選定に取り組む

#### 景観形成方針3

- (3) 各地域に残る文化遺産や固有の景観資源を活かした個性的な景観形成に努める
  - ・地域を代表する景観資源の調査、確認を行い、景観重要建造物・樹木の指定などを視野に入れた保全策の検討を行う
  - ・地域景観の特性を把握するため、地域の歴史・文化に関する学習機会の拡大に努める



**景観形成方針4**

- (4) 身近な場所での緑化事業に積極的に取り組み、緑にあふれた景観形成に努める
- ・市街地を中心とした沿道緑化や、観光動線上にある拠点の緑化に積極的に取り組む
  - ・住宅街等での身近な緑化活動に関し、住民の主体性を喚起する
  - ・公園・緑地の管理に関する住民の主体的な取り組みを啓発する

**景観形成方針5**

- (5) それぞれの歴史に裏付けられた町並み景観について、歴史認識を深めつつ、安らぎに満ちた景観形成に努める



- ・市民の歴史認識を啓発するためのサイン整備や、学習イベントの開催に努める
- ・伝統的な町並み等での建築行為に一定のルールを付与する
- ・伝統的建築に係る工事・工法の推奨と技術の保全に努め、補助制度の継続・新設も検討する

**景観形成方針6**

- (6) 脳わいのある都市景観を豊かな景観として育む
- ・市街地や郊外における屋外広告物に、一定のルールを付与する
  - ・市街地における建物の色彩・高さなどに一定のルールを付与する
  - ・市街地に蓄積された生活利便性を担保し

ながら、環境にも配慮した「生活空間」としての都市景観の形成に努める

**景観形成方針7**

- (7) 地域を代表する象徴的な景観としての眺望景観を保全・改善しながら、個性的かつ魅力的な景観として育む
- ・地域ごとに、その特性を象徴する眺望景観を選定し、景観の持つ魅力を堪能できる

視点場を設定した上で、その周辺環境に一定のルールを付与していく

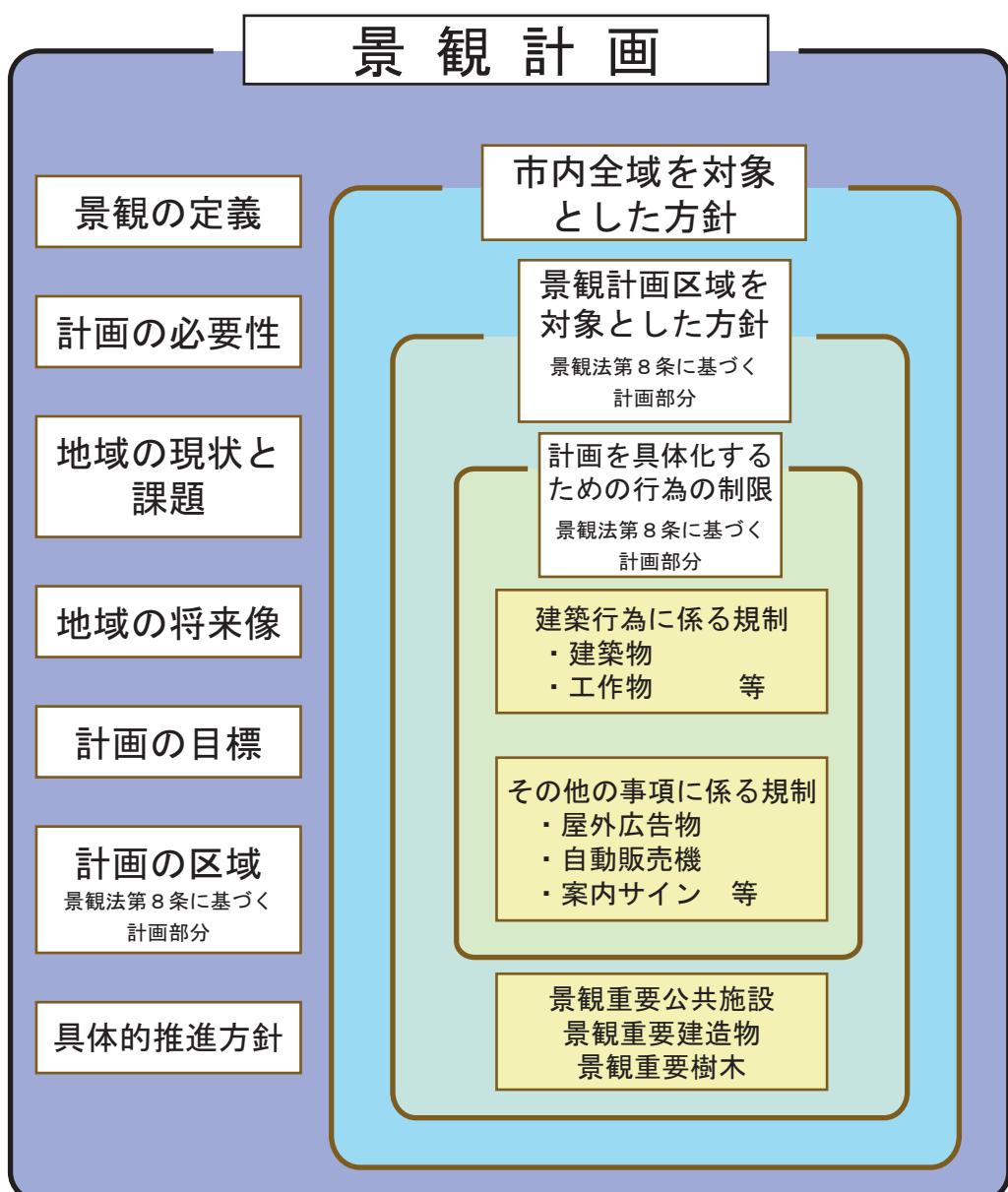
## 2 景観計画区域における方針

全市的な方針の決定に際しては、「景観づくり7か条」に対応する形で項目の設定を行ってきましたが、大洲拠点における景観計画区域内の方針設定に関しては、計画区域を細分化した上で、それぞれの区域ごとの特性を活かす形で、より具体的な方針を設定していくことにしました。

性格別に考えると、大きく「①建築行為に関わる方針」「②その他の事柄に関する方針」として整理することができます。①

では、建物の建築及びその附帯設備の整備と色彩全般に関する整理を行い、②では、屋外広告物など工作物の管理に関する事柄などについて整理しました。

内容詳細については、次ページ以降に示していきますが、景観計画における「全市的な方針」「景観計画区域での方針」「具体的な行為規制」について整理してみると、以下の図のような包含関係になります。また、景観法に基づく計画部分と、そうでない部分との関係についても以下の通りです。



(1) 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域 - 建築行為に関する方針

この地区は、おはなはん通りを中心とした「町並み景観補助事業」の推進地区を含んでおり、明治～大正～昭和初期と、製蠅・製紙・舟運に沸いた時代の名残りを最も色濃く残す区域です。

このため、特に、町並み景観の保全に主軸を置き、伝統的な佇まいの保存に配慮した景観形成に努めると共に、同区域内に「ボ

コペン横丁」を抱えていることから、「昭和レトロ」という新しい大洲の特徴を際立たせるため、元気な時代の象徴である「高度成長期の昭和」を感じさせる、生活観のある懐かしい雰囲気作りにも力を注ぐこととします。

これらを踏まえ、建築行為に関する方針は、以下の表に掲載した内容としました。

**建築行為に関する方針**

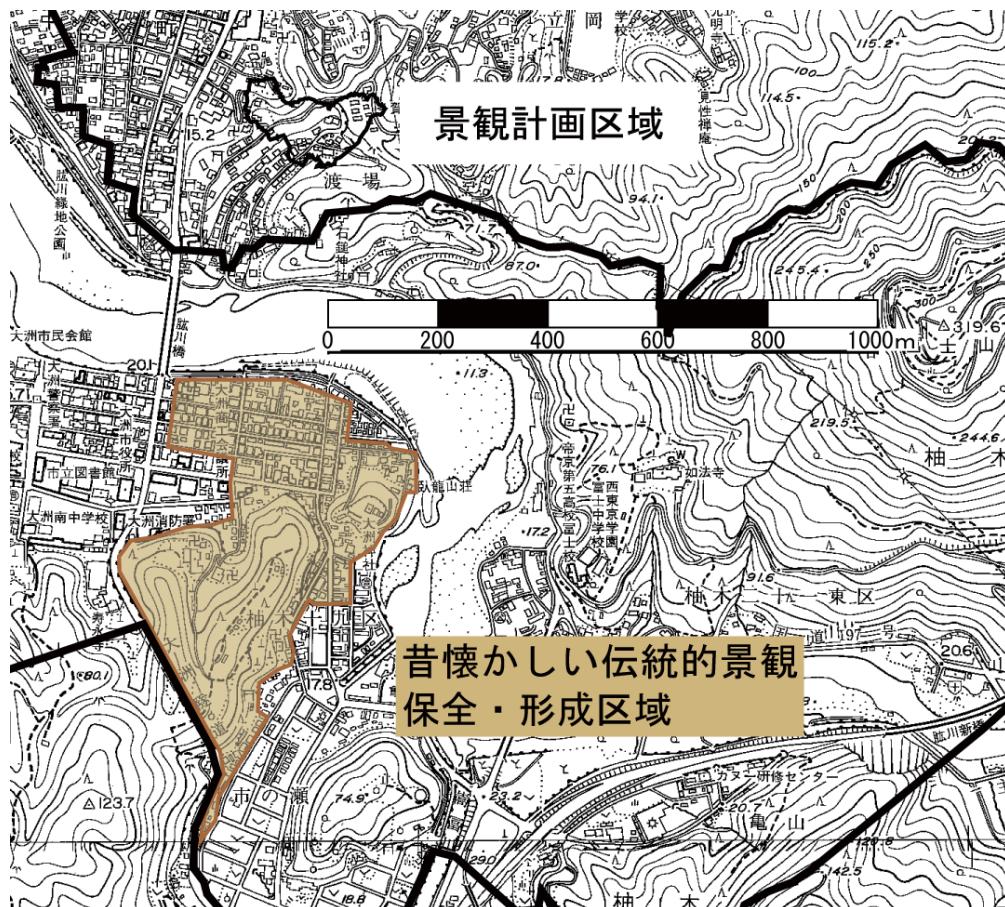
要素	景観形成方針
建築物等の新築・増築・改築の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>明治～大正～昭和初期の歴史が感じられる意匠・形態を取り入れ周辺の建築物との調和を図る。</li> <li>建築物の高さや外壁線をそろえることにより、町並み景観の統一を図る。</li> <li>塀、門扉、門柱は修景に配慮する。</li> <li>車庫や屋外に設ける空調室外機、燃料庫（ガスボンベ等）などの建築設備は、景観を阻害しないよう配慮し、郵便受けなどの建築物附帯設備は、自然素材を使用し建築物に調和したものとする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒、茶、白等の自然素材の持つ色を基本とし、周囲の景観に調和した色彩とする。</li> <li>彩度の高い色は、原則、屋外広告物等のアクセントとなる部分にのみ使用できるものとし、全体は彩度の低い色彩とする。</li> </ul>

(1) 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域 - その他の事項に関する方針

その他の事柄に関する事項については、  
下記の通り方針付けることにします。

**その他の事柄に関する方針**

要 素	景観形成方針
緑の育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>許される範囲で、手入れの行き届いた庭先の一般公開を検討</li> <li>鉢植えの植栽や置物（風鈴等）は、季節感を演出するものに配慮する。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線、電柱は通りから見えない場所に設置するか、地中化を推進する。</li> <li>街路灯は、その通りのイメージに配慮したものとする。</li> <li>自動販売機、ゴミ置き場等は、景観を阻害しないように配慮する。</li> <li>屋外広告物を設置する場合は最小限の大きさで、木材等の自然素材を使用し、周囲の景観に調和したものとする。</li> <li>案内・サイン類は、分かりやすさを求める中にも、町並みに違和感を与えないデザインとし、地域内に表示するものについての統一を図る。</li> </ul>
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路舗装を町並みの雰囲気に即した外観に統一する。</li> <li>洗濯物などは、通りから容易に見えないところに干す努力をする。</li> </ul>



(2) 親しみのある都市景観創造区域  
- 建築行為に関する方針

この地区は、市役所や税務署などの官公庁、小・中学校などの文教施設が集まる区域です。北部には、昭和50年代以降の建築物も多く抱える商店街が連続しており、国道56号沿線含めて、計画区域内でも、新しいイメージの強い区域となっています。

このため、景観的には、「保全」ではなく

「創造」というイメージを持って取り組むことが肝要です。住民にとって親しみやすい印象を大切にしながらも、東に歴史的町並みや臥龍山荘などの文化遺産を、また、西には大洲城を抱え、これらをつなぐ役割も担うことから、建築行為に関する方針は、以下の表に掲載した内容とします。

**建築行為に関する方針**

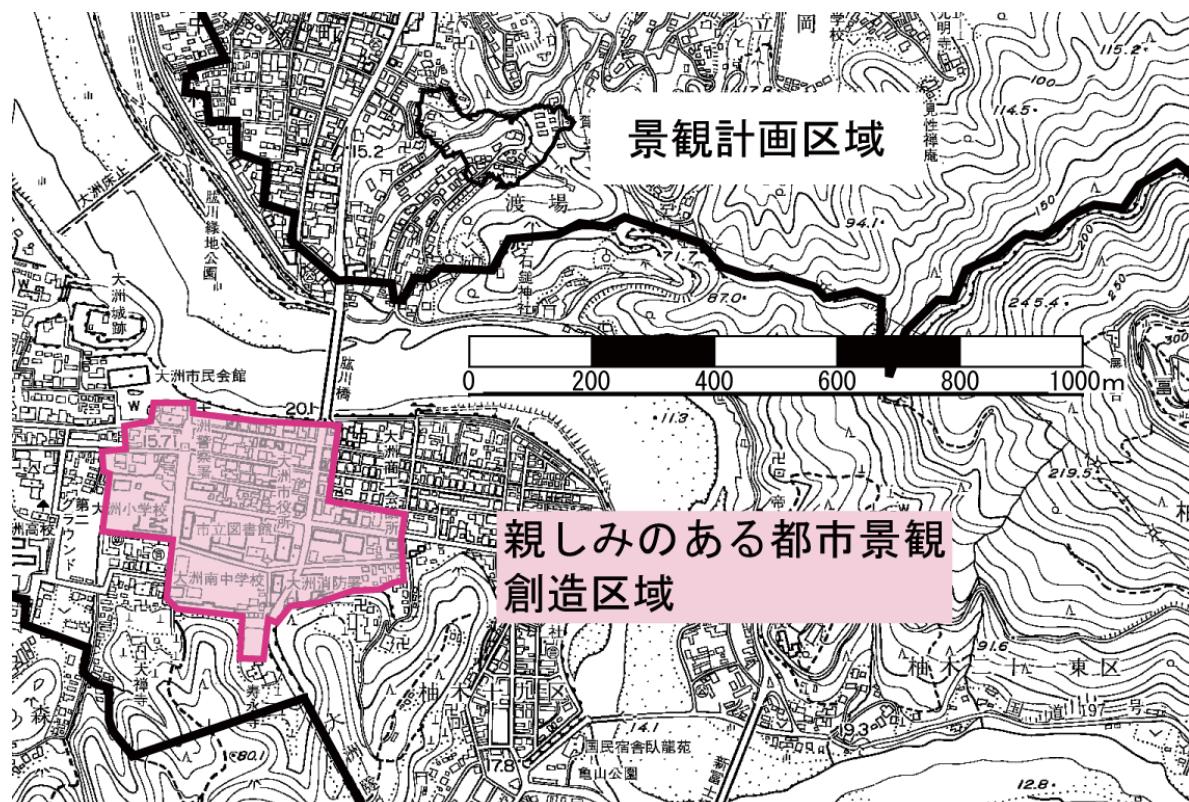
要素	景観形成方針
建築物等の新築・増築・改築の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>「和」のイメージを基調とした建築物とする。</li> <li>建物の高さや外壁線をそろえることにより、町並み景観の統一を図る。</li> <li>屋外に設ける空調室外機、燃料庫（ガスボンベ等）等の建築設備は、景観を阻害しないように配慮する。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒、茶、白等の自然素材の持つ色を基本とし、周囲の景観に調和した色彩とする。</li> <li>彩度の高い色は、原則、屋外広告物等のアクセントとなる部分にのみ使用できるものとし、全体は彩度の低い色彩とする。</li> </ul>

(2) 親しみのある都市景観創造区域  
- その他の事柄に関する方針

今後創造していくべき景観の重要性から、その他の事柄に関する方針は、以下の表に掲載した内容とします。

**その他の事柄に関する方針**

要素	景観形成方針
緑の育成等	・駐車場や空き地等への緑化や、通り沿いの緑化に努力する。
工作物	・街路灯は、その通りのイメージに配慮したものとする。 ・案内・サイン類は、分かりやすさを求める中にも、町並みに違和感を与えないデザインとし、地域内に表示するものについての統一を図る。 ・屋外広告物を設置する場合は最小限の大きさで、木材等の自然素材を使用し、周囲の景観に調和したものとする。
その他の事項	・洗濯物などは、通りから容易に見えないところに干す努力をする。



(3) 緑にあふれる町並み形成区域  
- 建築行為に関する方針

この区域は、区画整理事業に伴い整備された新しい街区です。建物そのものの形態・意匠よりも、町並みとしての緑の整備に着目して、計画区域としての指定を行ないました。

このため、建築物に対する直接的な規制よりも、緑化基準に一定のルールを持たせる形で、区域内の方針を決定していくこととしました。

その結果、建築行為に関する方針については、下表の通り整理しました。

**建築行為に関する方針**

要素	景観形成方針
建築物等の新築・増築・改築の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する建築物は道路境界線より一定距離後退させ、通りに開放感を出すと共に町並み景観の統一を図る。</li> <li>道路に面する埠は、生垣を基本とする。</li> <li>建築物の形態、意匠は自由とするが、奇抜なもので町並み景観を損なうものは避ける。</li> <li>屋外に設ける空調室外機、燃料庫（ガスボンベ等）などの建築設備は、景観を阻害しないように配慮する。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒、茶、白等の自然素材の持つ色を基本とし、周囲の景観に調和した色彩とする。</li> <li>彩度の高い色は、原則、屋外広告物等のアクセントとなる部分にのみ使用できるものとし、全体は彩度の低い色彩とする。</li> </ul>

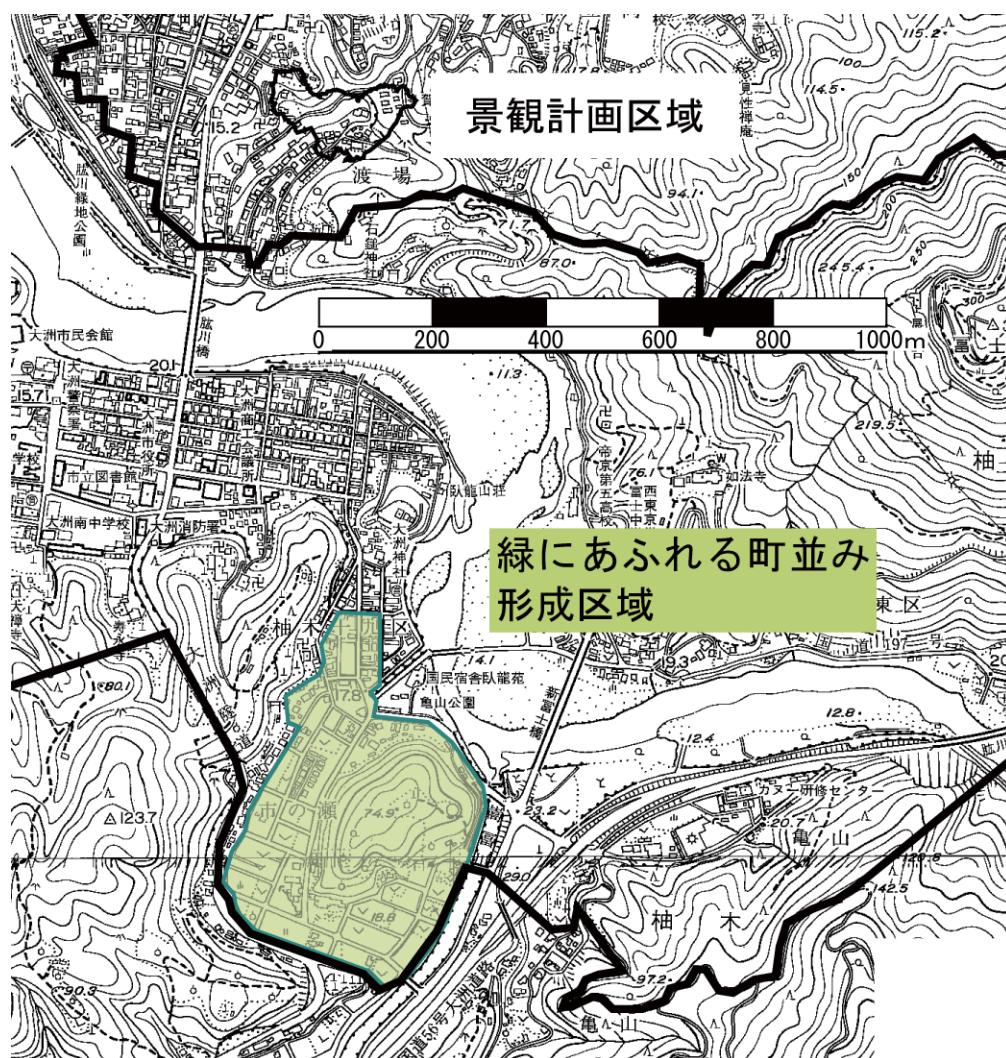
(3) 緑にあふれる町並み形成区域  
- その他の事項に関する方針

ました。

その他の事柄に関しても、「緑」を中心  
に考えることとし、下表のような方針とし

**その他の事柄に関する方針**

要 素	景観形成方針
緑の育成等	・町並みに統一感を出すための緑化を積極的に推進する。
工作物	・案内・サイン類は、分かりやすさを求める中にも、町並みに違和感を与えないデザインとし、地域内に表示するものについての統一を図る。
その他の事項	・洗濯物などは、通りから容易に見えないところに干す努力をする。



## (4) 肱川景観保全区域

- 建築行為に関する方針
- その他の事項に関する方針

この区域については、肱川の水面を中心にして、肱川沿いの遊歩道沿いに見晴らす景観に視軸を置き、「遠景」的要素を中心に景観形成の方向性を検討しました。この

ため、建築物だけでなく、河川上に浮かぶ「舟」などの建造物や、周辺の縁に対しても、基準を設ける形としています。

母なる川「肱川」の魅力を最大限に引き出し、市民の憩いの空間、来訪者に感動を与える景観として保全していくために、以下のような方針内容でまとめました。

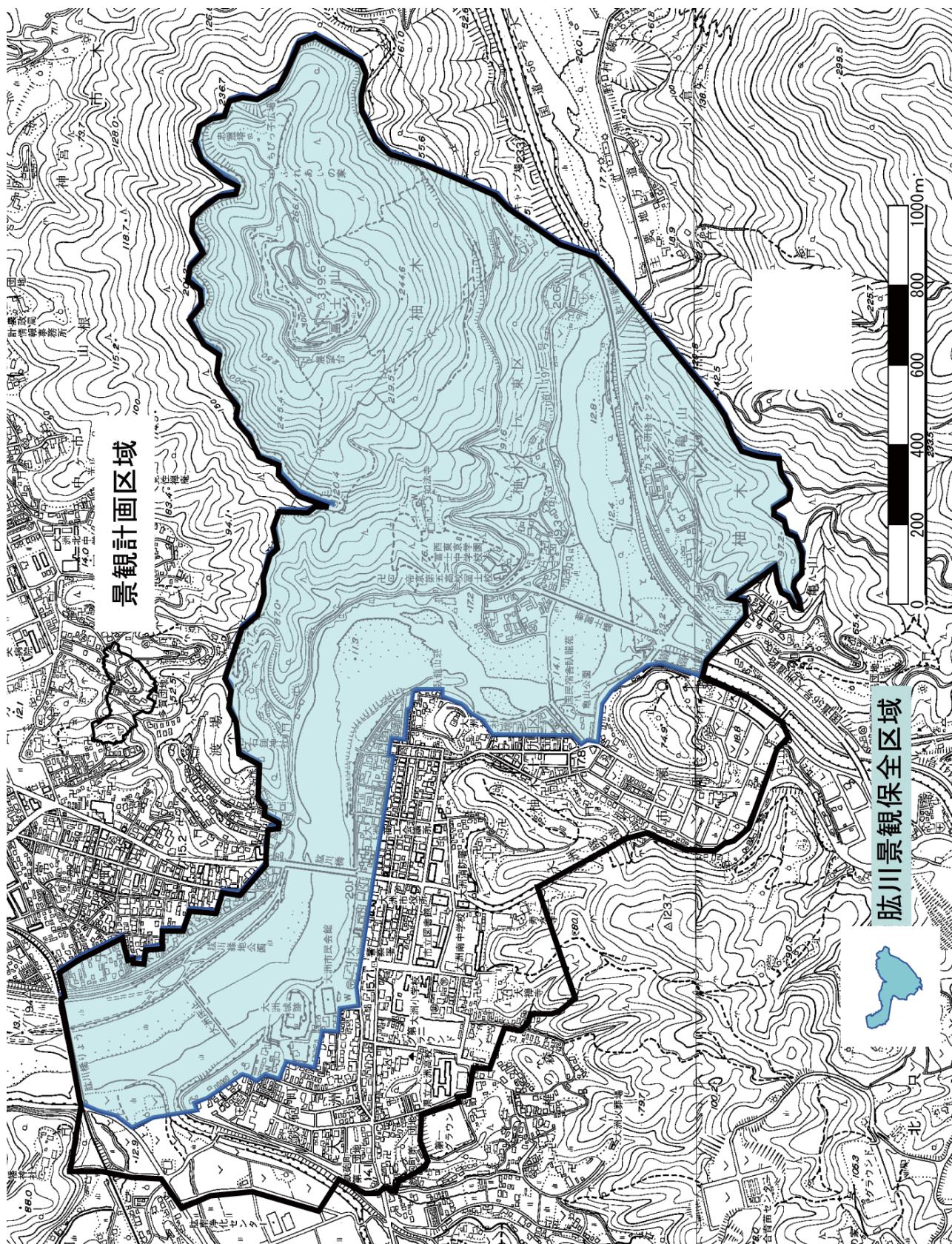
## 建築行為に関する方針

要素	景観形成方針
建築物等の新築・増築・改築の形態・意匠	<p>(臥龍山荘付近から上流の景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形態・意匠は周囲の縁にあふれる景観に調和するものとする。</li> <li>・河川景観に影響を及ぼす宅地開発は法面の緑化の推進や宅地の規模について、規制する。</li> <li>・河川景観に影響を及ぼす建築物や高さについて、規制する。</li> </ul> <p>(臥龍山荘付近から下流(肱南側修景護岸付近)の景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修景護岸の高さを越える建築物の形態、意匠はそれとの調和を図る。</li> </ul> <p>(臥龍山荘付近から下流(肱北側)の景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の高さを越える建築物は、いちじるしく眺望を損なわないものとし河川景観に調和したものとする。</li> <li>・肱南地区(和風イメージ)との調和を図る。</li> <li>・建築物の高さは周囲の建築物にあわせ景観の統一を図る。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒、茶、白等の自然素材の持つ色を基本とし、周囲の景観に調和した色彩とする。</li> <li>・彩度の高い色は原則、屋外広告物等のアクセントとなる部分にのみ使用できるものとし、全体は彩度の低い色彩とする。</li> </ul>

## その他の事柄に関する方針

要素	景観形成方針
緑の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肱川両岸に見通せる緑の保全・育成に努力する</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物、工作物(電波塔等)を設置する場合は、河川景観を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「肱川橋」「可動堰」「なげ」等は、景観重要公共施設に位置づける。</li> <li>・ライトアップは河川夜景を損なわないよう配慮する</li> <li>・肱川の水質改善を推進する</li> </ul>

## (4) 肱川景観保全区域の区域図



(5) 大洲城眺望景観保全区域  
- 建築行為に関わる方針

この区域は、大洲城天守閣を中心とする「大洲城の眺望景観」を保全するために指定した区域ですから、守るべき「眺望」を明確に指示しなければなりません。このため、「視点場」と呼ばれるスポットをいくつか指定し、そこから眺める景観を「保全すべき眺望景観」として指定することにしました。

次に、これら指定された景観を保全していくために、特に、「建物の高さ」「建物の色調」などを中心に「遠景」の視点から、支障となる要素を排除していく方向で検討を進め、方針付けたものです。

その結果、建築行為に関わる方針としては、下表のような内容となりました。

**建築行為に関わる方針**

要素	景観形成方針
建築物等の新築・増築・改築の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>数箇所の視点場を指定し、そこからの大洲城（石垣を含む）眺望景観を損なわないようにする。</li> <li>建築物の高さは視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない高さとする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒、茶、白等の自然素材の持つ色を基本として、大洲城眺望景観に調和した色彩とし、彩度の高い色は使用しない。</li> </ul>

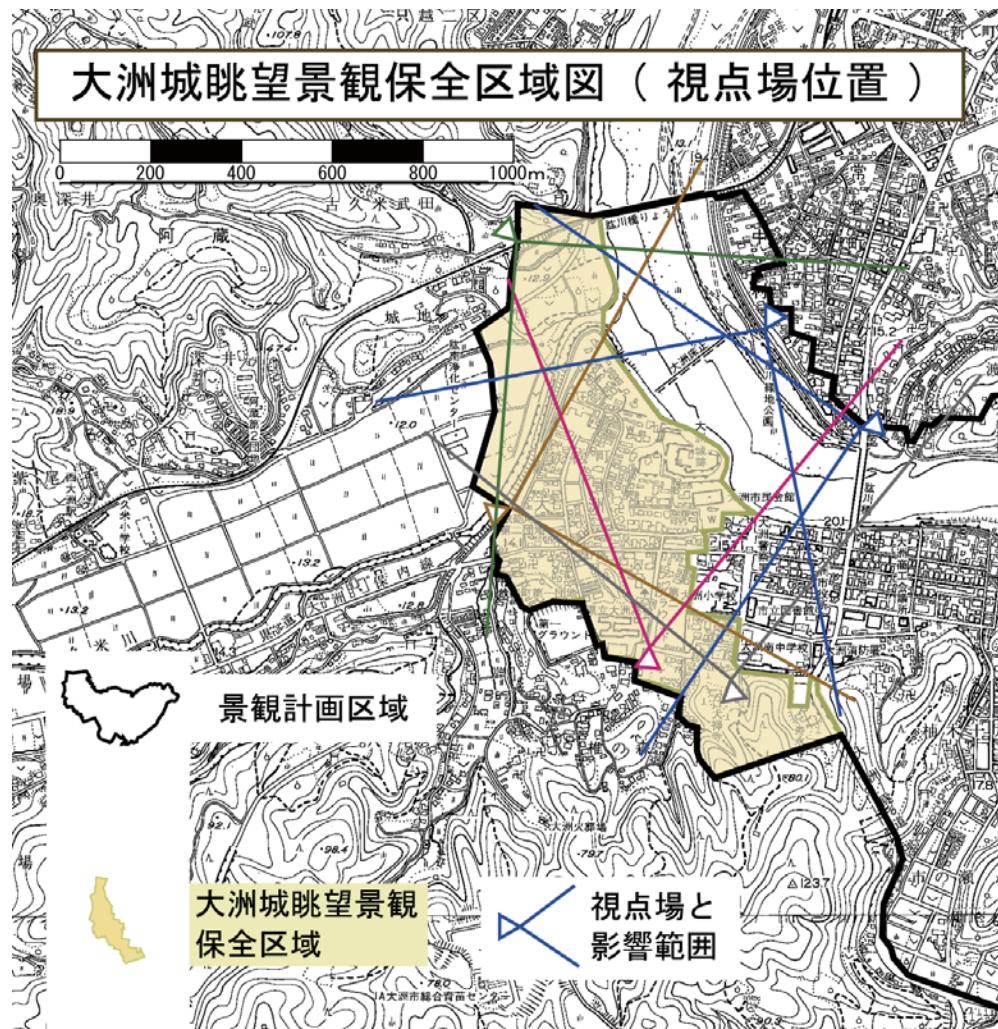
(5) 大洲城眺望景観保全区域  
- その他の事項に関する方針

建築行為に関する事項以外でも、眺望を害する要素を排除するという観点から、以

下の通り、その他の事項に関する方針を定めることにしました。

**その他の事柄に関する方針**

要 素	景観形成方針
緑の育成等	・緑の高さや厚みは、視点場からの眺望を害することのないよう配慮し、眺望景観の中での調和に配慮した緑の育成に努める。
工作物	・視点場に統一した標識を設置する ・視点場からの景観を阻害する電線・電柱については、見えない場所に移設・設置する。 ・屋外広告物、工作物等は視点場から見えない位置に設置し、また景観を損なう要素のあるものは排除するよう推進する。
その他の事項	なし



## 第6章 ⇒ 第7章 視軸の整理

この後、第7章では、具体的な行為の制限に入っていますが、その前に、もう一度、景観形成の方針について、第1章で説

明した「視軸」というものを使い、整理しておきましょう。

### 1 区域ごとに中心をなす視軸

#### (1) 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域

この区域は、町並みの雰囲気を整えることに最も力を入れていく区域で、貴重な文化遺産の点在していることから、視軸の点では、「近景」と「中景」、特に、「中景」という視点を大切にしながら、景観形成に取り組む必要があります。

#### (2) 親しみのある都市景観創造区域

この区域は、新たな街並みの創造という点に力を入れていく区域ですから、やはり「中景」を主として組み立てていくことになります。

#### (3) 緑にあふれる町並み形成区域

この区域も、建物の意匠等よりは、家並みと緑の調和や、緑の連続性に視点を置いてゆきますので、「中景」「近景」を中心として組み立てていくことになります。

#### (4) 肱川景観保全区域

この区域では、肱川の水面と両岸に展開する風景、遠方の緑との調和などに視点を置くので、「中景」「遠景」を中心に組み立てることになります。

#### (5) 大洲城眺望景観保全区域

この区域は、眺望という視点ですから「遠景」を基本に調整していきます。

区域名	主たる景観区分	主たる視軸	主たる行為制限の方向
昔懐かしい伝統的景観	生活景観	中・近景	建築物・工作物の色彩・形態・意匠を中心とした制限の付与
親しみのある都市景観	都市景観	中景	建築物・工作物の色彩・形態・意匠を中心とした制限の付与
緑にあふれる町並み	生活景観	中・近景	沿道緑化へのルールと、空地における緑の配置にルールを付与
肱川景観	調和景観	中・遠景	水面上の構造物への制限と、周辺の緑の保全、建築物に係る色彩や形態の制限
大洲城眺望景観	眺望景観	遠景	建築物・樹木の高さ、色彩を中心とした制限

## 第7章 行為の制限に関する事項

ここでは、「第6章良好な景観形成に関する方針」を受けて、景観計画区域内における行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号の規定）について定めていきます。よって、計画区域外の地域については、適用されません。

ここで定める行為制限は、第5章で区分けした詳細区域ごとに、その内容を定めていくことで、より効果的に景観を整えていくよう配慮しました。また、前もって大まかな項目ごとに、各詳細区域それぞれに義務付けられる制限内容を整理してあります。（表－建築行為等に係る規制一覧表）

なお、ここで述べる行為の制限については、現在既に建築されている建物や屋外広告物などには適用されません。今後、建物の新・増・改築や、屋外広告物の更新等を行う際には、適用されることになります。  
※建物の新・増・改築等には、都市計画法に基づく用途規制などがあり、屋外広告物に関しては、大洲市屋外広告物条例に基づいた規制が適用されることとなっています。景観計画における行為の制限は、それらの規制に上乗せする形で適用する性格のものです。

建築行為等に係る規制一覧表

	建築物						工作物				
	屋根	附属施設	壁面線	高さ	色彩	素材	塀・門扉	その他	自動販売機	案内板サイン	屋外広告物
昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
親しみのある都市景観創造区域	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○
緑にあふれる町並み形成区域	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
肱川景観景観保全区域	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○ 光源含む	○
大洲城眺望景観保全区域	-	-	-	○	△	-	-	○	-	○	○

○：規制有り

△：部分規制有り

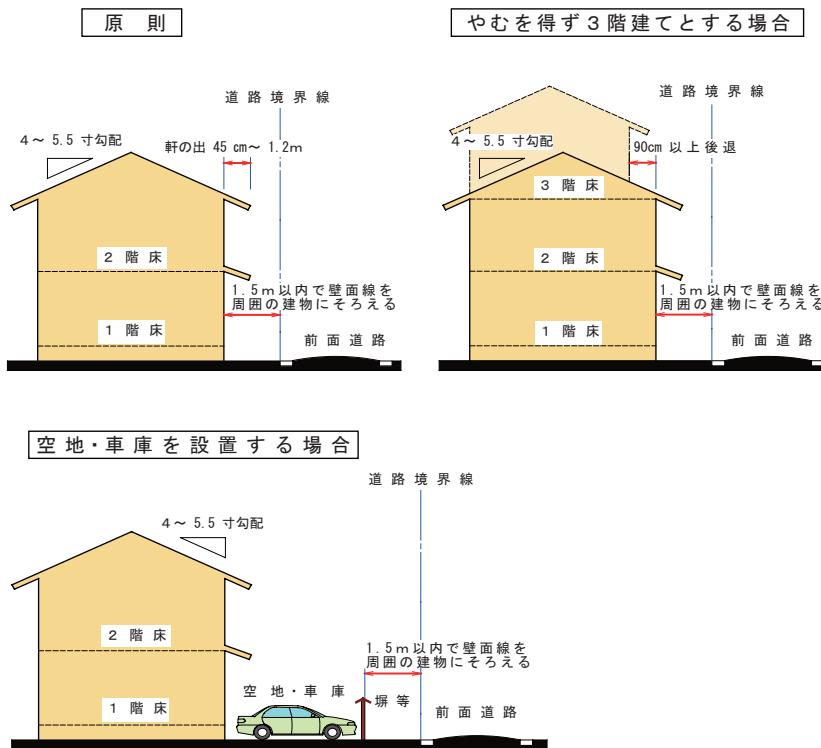
-：規制なし

## (1) 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域 - 建築行為に関する制限

第6章で示した方針に基づき、この区域では、良好な景観を形成していく上での基

準を以下の通り設定し、この基準に基づいて建築行為などに制限を加えていくこととします。

対象	景観形成の基準																													
建 築 物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路境界線から 1.5m以内で壁面線（ベランダ等突出面を含む）を周囲の建築物に揃え、町並みの連続性に配慮する</li> <li>建築物が周囲の壁面線から大幅に後退する場合、若しくは空地、駐車場として利用する用地に関しては、木製、石垣、漆喰塗り等の門扉及び生垣等で壁面線を作り、周囲との調和を図る。</li> </ul>																												
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>軒の高さを周辺と揃え、町並みに連続性を持たせる。</li> <li>2階建て以下を原則とする。止むを得ず3階建てにする場合は、3階の部分を2階の壁面線から90cm以上後退させる。</li> </ul>																												
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風を基調とした建築とする。</li> <li>屋根は、平入り切妻の日本瓦葺きとし、その勾配は21.8度～28.8度（4寸～5.5寸）とする。ただし、地域の歴史を踏まえ近隣と調和した和風基調の建築であると認めた場合には、この限りではない。</li> <li>軒の出は原則45cm～1.2mとするが、それ以下でも軒の存在を感じさせる造りのものは可とする。</li> <li>開口部は引き戸を原則とし、車庫となる部分は、板戸、格子戸などで覆いを設け、町並みの景観を損なわないようにする。止むを得ずシャッター等を取り付ける場合は、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>主屋、土蔵等建物の型に応じて、軒と壁面、開口部とのバランスに配慮し、必要があれば適度に庇を設けて違和感のない外観とする。</li> </ul>																												
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶・黒・白系を用い、落ち着いた色彩とする。</li> <li>彩度の高い色は、原則禁止する。</li> <li>屋根と外壁の色彩は次の通りとする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋根</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>N</td> <td>3～7</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外壁</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>N</td> <td>3～9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>YR</td> <td>3～9.5</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y</td> <td>3～9.5</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>3～9.5</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		屋根	色相	明度	彩度		N	3～7	—	外壁	色相	明度	彩度		N	3～9.5	—		YR	3～9.5	6以下		Y	3～9.5	4以下		上記以外	3～9.5
屋根	色相	明度	彩度																											
	N	3～7	—																											
外壁	色相	明度	彩度																											
	N	3～9.5	—																											
	YR	3～9.5	6以下																											
	Y	3～9.5	4以下																											
	上記以外	3～9.5	2以下																											
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>木、石、瓦、土等の自然素材あるいは、自然素材を感じさせる素材を選定し用いる。</li> <li>冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を避ける。ただし、近隣と調和したアクセントとして使用する場合は、この限りではない。</li> <li>止むを得ずサッシ類を使用する場合は、光沢のない黒、茶系とし、町並みの景観を損なわないようにする。</li> </ul>																													
建築 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。止むを得ず設置する場合は、木製格子枠等で修景する。</li> <li>新聞受け、電力・ガスメーター等、建築物附帯設備は、自然素材等で修景する。</li> </ul>																													



(1) 昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域 - その他の制限

対象	景観形成の基準
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線・電柱は通りから見えない場所に設置するか、地中化を推進する。</li> <li>門・塀は、板塀・土塀及び生垣あるいはこれらに類し自然素材を感じさせる造りとし、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>その他の工作物については、素材の選定に配慮し、周辺の景観と調和したものとする。</li> </ul>
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。</li> </ul>
案内板 街路灯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物は、木材等の自然素材あるいは自然素材を感じさせる素材を選定・加工して使用し、周囲の景観に調和したものとする。</li> <li>屋外広告物の表示面積は <math>1.5 \text{ m}^2</math> 以下かつ見付け面積の 5% 以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。</li> <li>屋上広告塔は禁止とする。</li> <li>街路灯の光源は暖色系を原則とする。ネオン管、LEDなどを使用する場合には、光源点滅による装飾のないものとする。</li> </ul>

※ 工作物等に関する色彩は、建築物の外壁に係る規制を準用する。

※ 建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

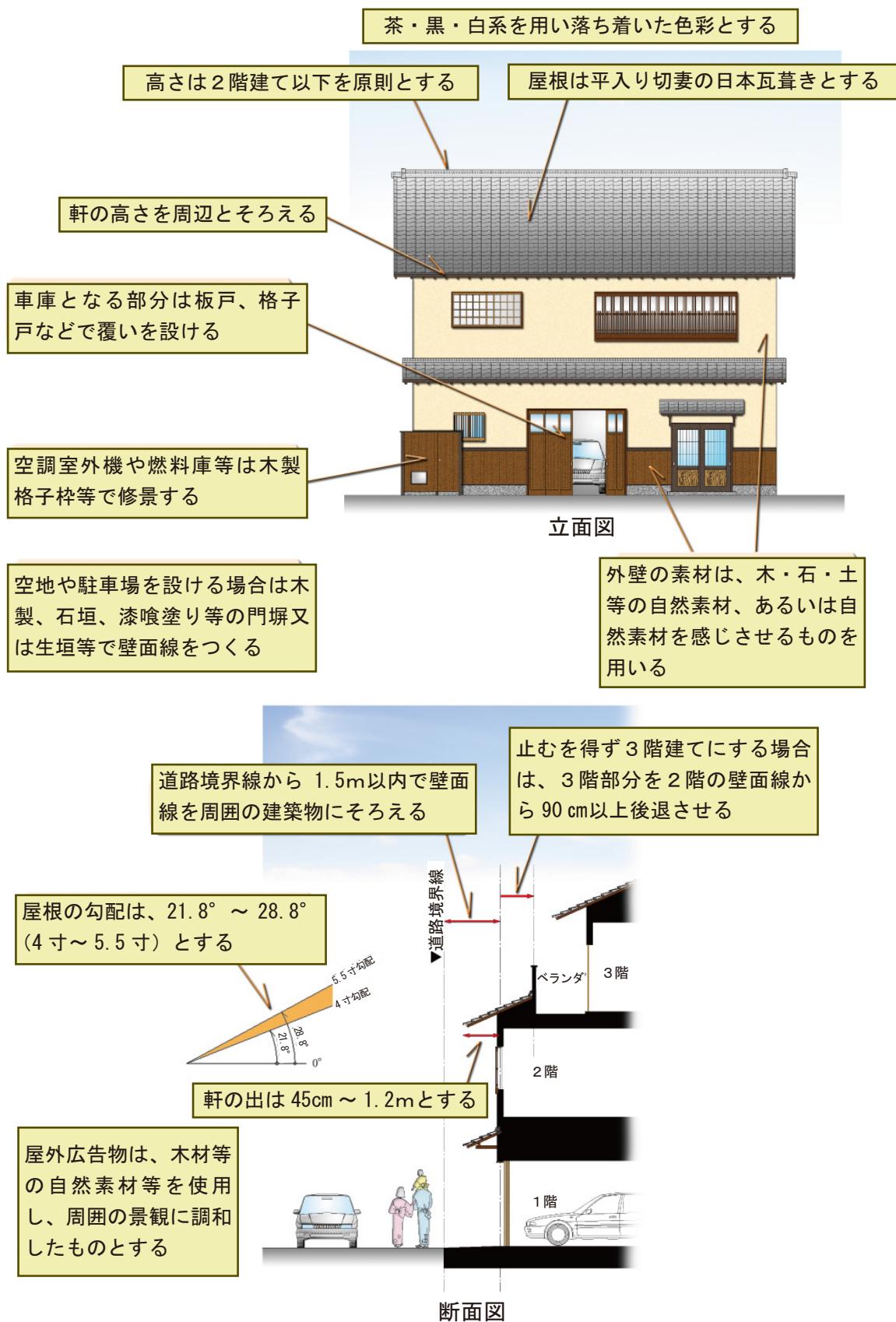
### - 景観重要地域 - の設定の提案

先に示した区域内での制限のうち、平成11年から補助制度を導入し特に町並みの保全に力を入れてきた地域では、良好な景観をより強く保全・形成していくために、更に厳しい制限を加えていく必要があると思われます。しかし、厳しい規制を加えると、建物の建築等においては、建築コストの問題等も同時に発生してくることから、具体的な指定を行なう前に、現在実施している補助制度等を含めた支援制度の見直しについても、きちんと整理しておかなければなりません。

このため、景観計画の施行後なるべく早い時期に、この区域の中に、より厳しい規制を設定する「景観重要地域」を指定する方向で、その範囲と規制内容、そして、支援制度の在り方について検討を継続していくこととしました。現段階で、将来設定すべき範囲と考えているのは、以下の図に示した範囲です。



## 景観形成の基準イメージ図（昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域）



(2) 親しみのある都市景観創造区域  
- 建築行為に関する制限

第6章で示した方針に基づき、この区域では、良好な景観を形成していく上での基

準を以下の通り設定し、この基準に基づいて建築行為などに制限を加えていくこととします。

対象	景観形成の基準																												
建 築 物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁線は、周囲の建築物にあわせて、町並み景観の統一を図る。</li> <li>・道路に面する場合の具体的ライン 本町1丁目 道路に面する外壁線は、道路境界線から1.5m以上後退する。 中町1丁目 道路に面する外壁線は、道路境界線から1m以内とする。 肱川橋通り（国道56号） 道路に面する外壁線は、道路境界線から1m以内とする。</li> <li>・駐車場や空地を設ける場合には、生垣やフェンスなどを配置する。</li> </ul>																											
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業・近隣商業地域 絶対高さ15m以下とする。</li> <li>・第1種住居地域 絶対高さ12m以下とする。</li> </ul>																											
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなはん通りから大洲城への観光ルートであるため、和風を基調とした建築物とする。</li> <li>・屋根は、大洲城からの眺望景観に配慮し勾配屋根とし、その勾配は28.8度(5.5寸)以下とする。</li> </ul>																											
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問わない</td><td>2～7</td><td>1以下</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td><td>2～9.5</td><td>—</td></tr> <tr> <td>YR</td><td>2～9.5</td><td>8以下</td></tr> <tr> <td>Y</td><td>2～9.5</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2～9.5</td><td>3以下</td></tr> </tbody> </table>			屋根			色相	明度	彩度	問わない	2～7	1以下	外壁			色相	明度	彩度	N	2～9.5	—	YR	2～9.5	8以下	Y	2～9.5	4以下	上記以外
屋根																													
色相	明度	彩度																											
問わない	2～7	1以下																											
外壁																													
色相	明度	彩度																											
N	2～9.5	—																											
YR	2～9.5	8以下																											
Y	2～9.5	4以下																											
上記以外	2～9.5	3以下																											
素材	なし																												
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。止むを得ず設置する場合は、外壁素材等で修景する。</li> </ul>																												

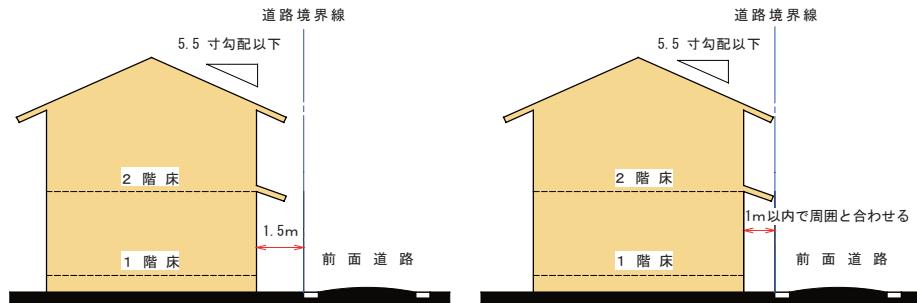
## 原 則

## 原 則

本町1丁目

中町1丁目

肱川橋通り

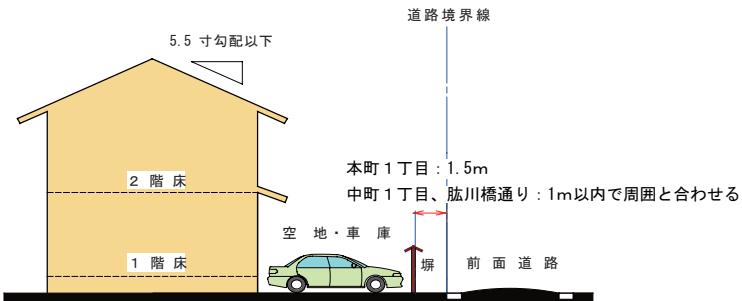


## 空地・車庫を設置する場合

本町1丁目

中町1丁目

肱川橋通り

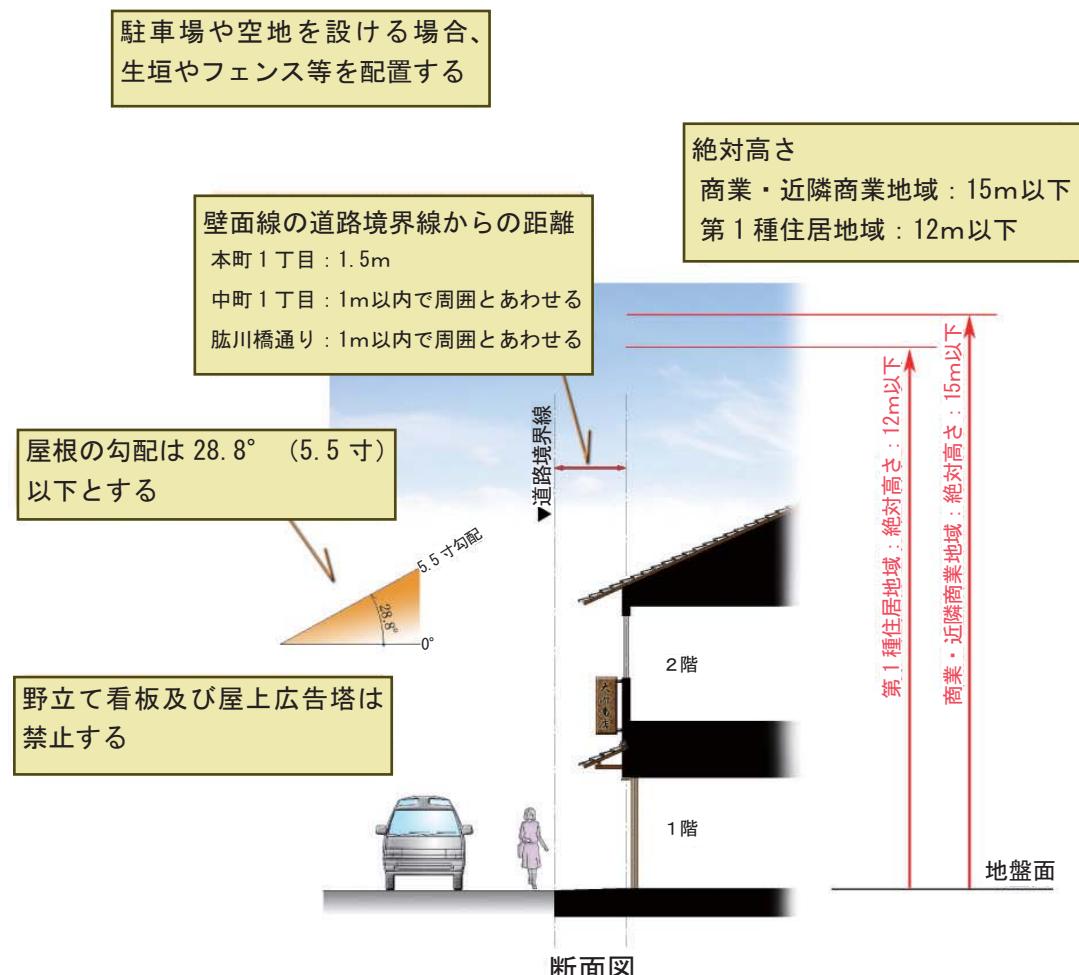
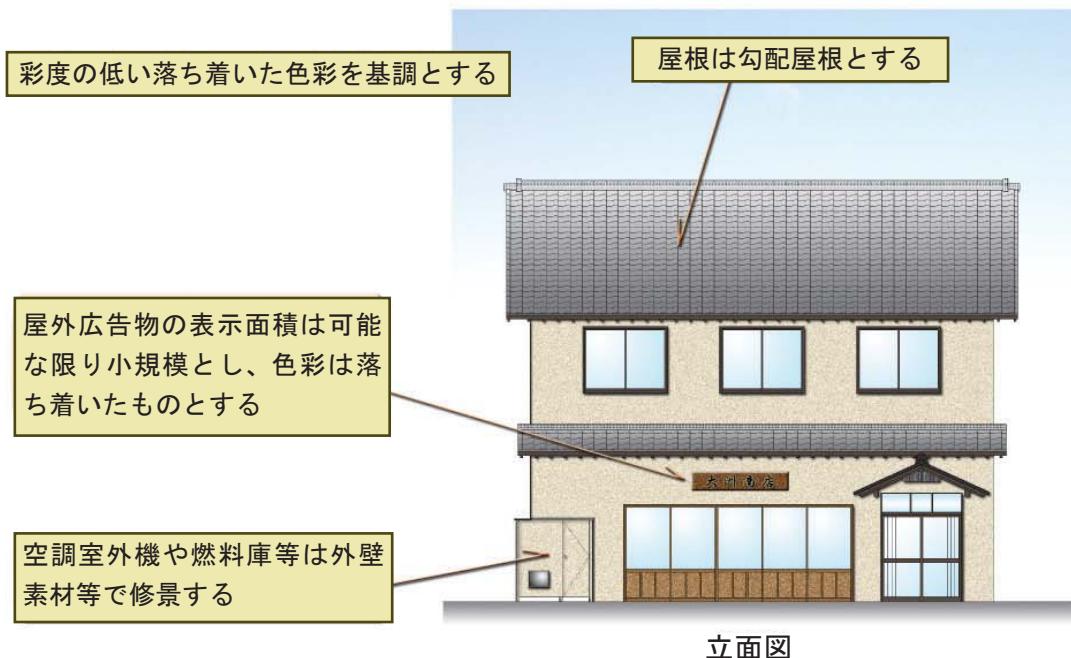


(2) 親しみのある都市景観創造区域  
- その他の制限

対象	景観形成の基準
工作物	・色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。
自動販売機等	なし
案内板 街路灯 等	・屋外広告物の表示面積は2m <sup>2</sup> 以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 ・屋上広告塔は禁止とする。 ・街路灯は、その通りのイメージに配慮したものとする。

※ 建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

## 景観形成の基準イメージ図（親しみのある都市景観創造区域）



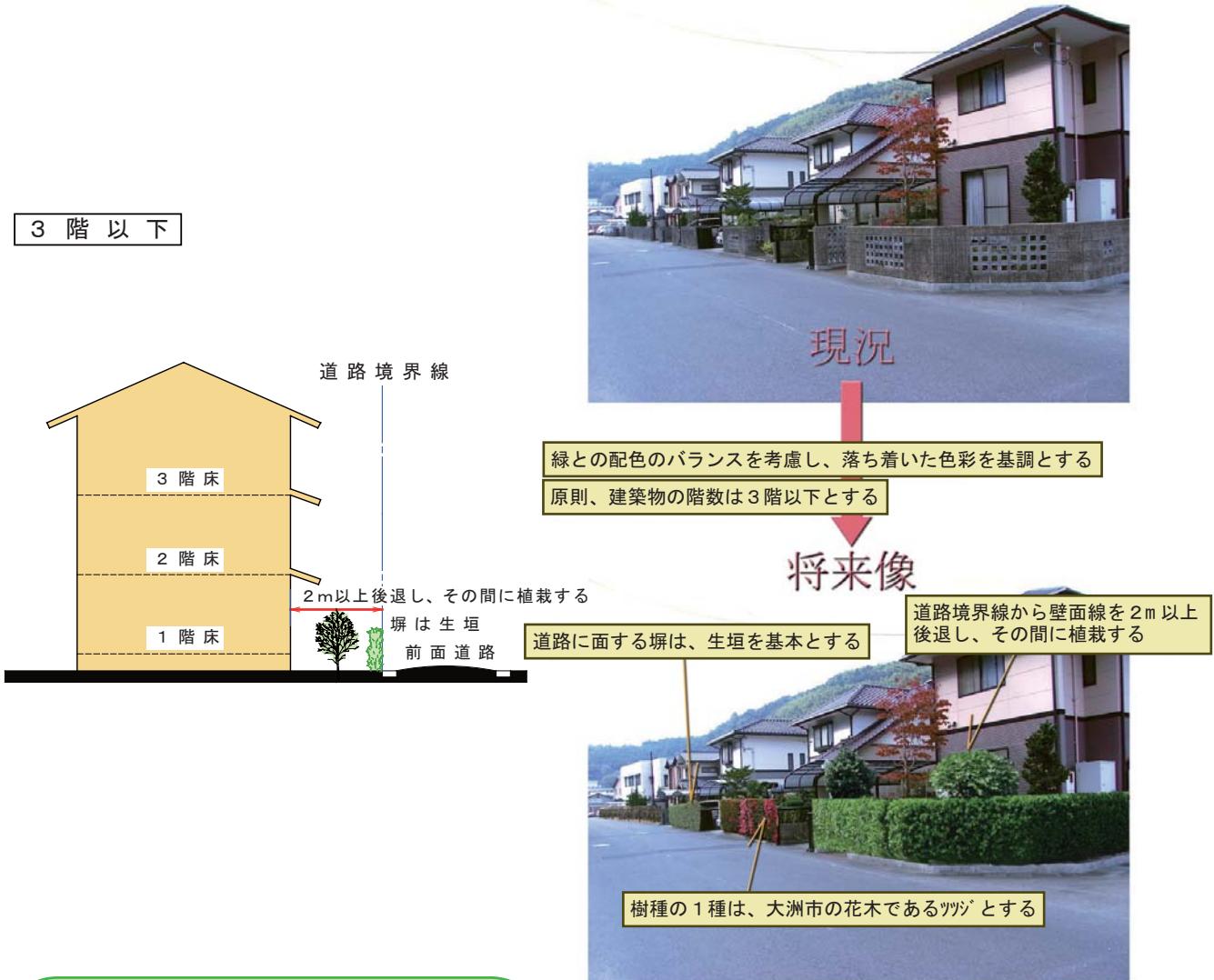
(3) 緑にあふれる町並み形成区域  
- 建築行為に関する制限

第6章で示した方針に基づき、この区域では、良好な景観を形成していく上での基

準を以下の通り設定し、この基準に基づいて建築行為などに制限を加えていくこととします。

対象	景観形成の基準		
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路境界線から外壁線を2m以上後退し、その間に植栽する（植栽に係る樹種の1種は、大洲市の花木であるツツジとする）。</li> </ul>		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、建築物の階数は、3階以下とする。</li> </ul>		
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態・意匠は自由とするが、奇抜なもので町並み景観を損なうものは避ける。</li> </ul>		
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>植栽や周囲の自然が構成する「緑」との配色のバランスを考慮する。</li> <li>屋根と外壁の色彩は、次の通りとする。</li> </ul>		
屋根			
色彩	色相	明度	彩度
	N	2~7	一
	YR	2~7	6以下
	上記以外	2~7	2以下
外壁			
	色相	明度	彩度
	N	2~9.5	一
	YR	2~9.5	8以下
	R	2~9.5	4以下
	Y	2~9.5	4以下
	上記以外	2~9.5	3以下
素材	なし		
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に設ける空調室外機、燃料庫（ガスボンベ等）等は、通りから容易に見えない場所に設置するか、植栽や建築物の外壁素材等で修景する。</li> </ul>		

景観形成の基準イメージ図（緑にあふれる町並み形成区域）



(3) 緑にあふれる町並み形成区域  
- その他の制限

対象	景観形成の基準
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。</li> <li>堀は生垣を基本とし、止むを得ず生垣以外の構造とする場合は、高さ1.2m以下で植栽を活用したものとし、見付け面積の50%以上を緑化するよう努める。</li> </ul>
自動販売機等	なし
案内板 街路灯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の表示面積は2m<sup>2</sup>以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。</li> <li>屋上広告塔は禁止とする。</li> </ul>

※ 建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

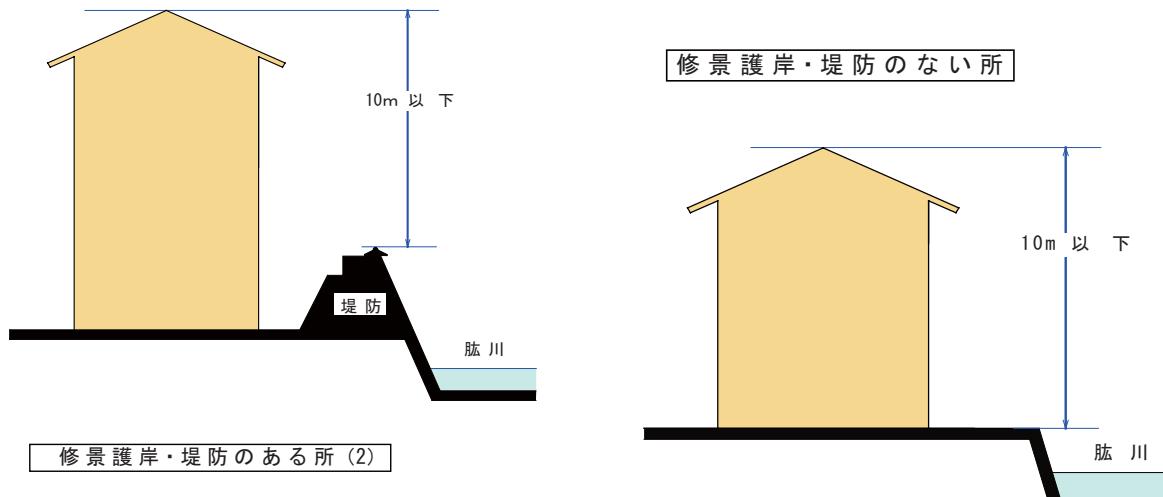
(4) 胴川景観保全区域  
- 建築行為に関する制限

第6章で示した方針に基づき、この区域では、良好な景観を形成していく上での基

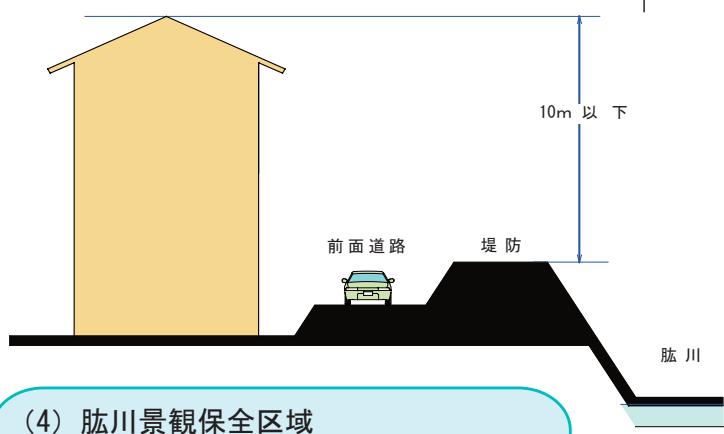
準を以下の通り設定し、この基準に基づいて建築行為などに制限を加えていくこととします。

対象	景観形成の基準																			
建 築 物	配置	なし																		
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>修景護岸及び堤防のある所は、その天端から10m以下とする。</li> <li>修景護岸及び堤防のない所は、地盤面からの高さを10m以下とする。</li> </ul>																		
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山（国道197号より高い区域）に建築物を建築する場合には、建築物及び造成の形態が見えないように植林等を行う。</li> <li>建築物は、勾配屋根とする。</li> <li>肱川左岸（修景護岸）側の外壁は、白壁を基調としたものにする。</li> </ul>																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>屋根と外壁の色彩は、次の通りとする。</li> </ul>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>3～7</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			屋根			色相	明度	彩度	N	3～7	—								
屋根																				
色相	明度	彩度																		
N	3～7	—																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>3～9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>3～9.5</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>3～9.5</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>3～9.5</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>			外壁			色相	明度	彩度	N	3～9.5	—	Y R	3～9.5	6以下	Y	3～9.5	4以下	上記以外	3～9.5	2以下
外壁																				
色相	明度	彩度																		
N	3～9.5	—																		
Y R	3～9.5	6以下																		
Y	3～9.5	4以下																		
上記以外	3～9.5	2以下																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問わない</td> <td>2～7</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			屋根			色相	明度	彩度	問わない	2～7	1以下									
屋根																				
色相	明度	彩度																		
問わない	2～7	1以下																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>2～9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2～9.5</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2～9.5</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2～9.5</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>			外壁			色相	明度	彩度	N	2～9.5	—	Y R	2～9.5	6以下	Y	2～9.5	4以下	上記以外	2～9.5	3以下
外壁																				
色相	明度	彩度																		
N	2～9.5	—																		
Y R	2～9.5	6以下																		
Y	2～9.5	4以下																		
上記以外	2～9.5	3以下																		
素材	なし																			
建築 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架タンク等の建築設備は、肱川から眺望できる面の設置を避ける。止むを得ず肱川から眺望できる場所に設置する場合は、外壁素材や植栽等で修景する。</li> </ul>																			

修景護岸・堤防のある所(1)



修景護岸・堤防のある所(2)



(4) 胳川景観保全区域  
- その他の制限

対象	景観形成の基準
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物（電波塔等を含む）を設置する場合は、河川景観を損なわない位置及び大きさとする。</li> <li>色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。</li> <li>遊覧船の形状、色等は落ち着きのあるものに統一するよう努める。</li> </ul>
自動販売機等	なし
案内板 街路灯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライトアップは、原則禁止とする（文化遺産、景観重要建造物等は除く）。</li> <li>肱川両岸に面する部分には、屋外広告物の掲載を原則禁止する。</li> <li>街路灯などの照明類は、ネオン管、LED等で光源点滅による装飾のないものとする。</li> </ul>
土地の 開墾等	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山法面等の縁に影響を及ぼす開墾等土地の形質の変更や木竹の伐採等を行う場合には、必要最小限の範囲に止めるとともに良好な景観を損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>

※ 建築行為、その他の制限共に、原則として堤防のある区域は堤防天端の水平レベルより上の部分、また、堤防のない区域においては地盤面から上の部分についてのみ適用する。

※ 建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

(5) 大洲城眺望景観保全区域  
- 建築行為に関わる方針

第6章で示した方針に基づき、この区域では、良好な景観を形成していく上での基

準を以下の通り設定し、この基準に基づいて建築行為などに制限を加えていくこととします。

対象	景観形成の基準							
建 築 物	配置	・ 視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない配置とする。 ・ 視点場から望む大洲城（石垣を含む）の前景、背景、隣景を阻害しない配置とする。						
	高さ	・ 視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない高さとする。 ・ 視点場から望む大洲城（石垣を含む）の前景、背景、隣景を阻害しない高さとする。						
	形態 意匠	・ 建築物の形態・意匠は、大洲城（石垣を含む）に調和するものとする。						
	色彩	・ 落ち着いた色彩を基調とする。						
		屋根	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	—	—
色相	明度	彩度						
—	—	—						
外壁	外壁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	—	—	—
色相	明度	彩度						
—	—	—						
素材	なし							
建築設備	なし							



## 景観形成の基準イメージ図（大洲城眺望景観保全区域）



建築物の意匠、形態は大洲城に調和するものとする  
彩度の低い落ち着いた色彩を基調とする



(5) 大洲城眺望景観保全区域  
- その他の制限

対象	景観形成の基準
工作物	・ 視点場から望む大洲城（石垣を含む）の眺望景観を阻害する電線、電柱、アンテナ類は、見えない場所に配置するか、地中化を推進する。
自動販売機等	なし
案内板 街路灯等	・ 案内板、街路灯、屋外広告物等は、視点場からの眺望景観を阻害しないものとする。

※ 建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

## 第8章 景観重要公共施設

景観計画区域内に位置する公共施設のうち、良好な景観形成上、景観に配慮した整備を求めるべき施設を厳選し、施設管理者との事前協議を経て、以下の通り、景観

重要公共施設を指定します。

具体的には、計画区域内の河川、道路、都市公園などです。

### 1 指定の方針

- (1) 河川にあっては、景観計画上の河川景観や眺望景観の保全・創出上で影響の大きいものを選択して指定することとします。
- (2) 道路に関しては、景観計画上の町並みや周辺の緑との調和などに焦点を当て、

人々の散策をより魅力的なものとする上で必要な範囲につき指定することとします。

- (3) 都市公園に関しては、景観形成上影響の大きいものに限定して指定することとします。

### 2 指定範囲

#### (1) 河川

景観計画区域内の「肱川」

#### (2) -1 道路（国道）

- ① 56号（景観計画区域内・肱川橋含む）
- ② 197号（景観計画区域内肱川右岸沿）
- ③ 441号（下記区域図に示した範囲）

#### (2) -2 道路（県道）

- ① 44号（主要地方道大洲野村線）のう

ち下記区域図に示した範囲

- ② 234号（一般県道大洲保内線）のうち下記区域図に示した範囲

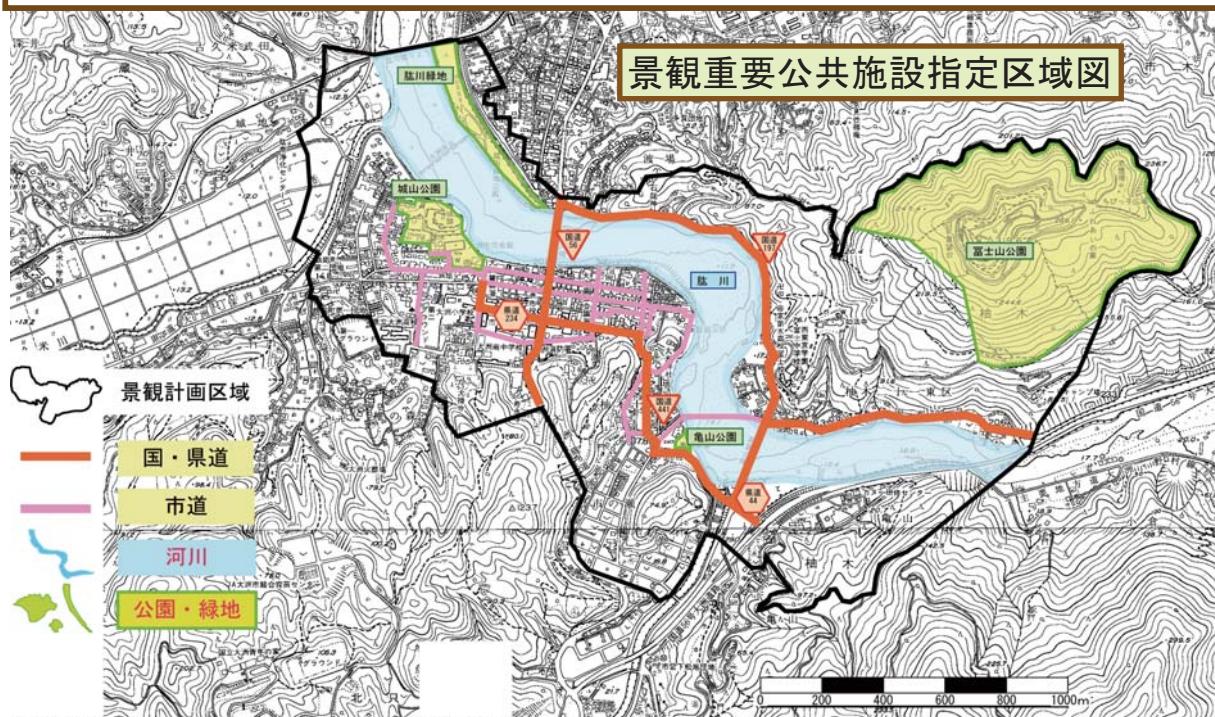
#### (2) -3 道路（市道）

下記区域図に示した範囲

#### (3) 都市公園

- ① 城山公園 ② 肱川緑地の一部（下記区域図に示した範囲） ③ 富士山公園

#### ④ 亀山公園



### 3 整備に関する方針

#### (1) 河川

景観計画における肱川景観保全区域内での方針に基づき、景観形成基準に配慮しながら、肱川沿いの河川景観をより良い方向へ導くような先導的整備に努める。

#### (2) 道路

景観計画上で細分化された各区域毎の方針に基づき、景観形成基準に配慮しながら、町並み景観等をより良い方向へ導くような先導的整備に努める。

#### (3) 都市公園

景観計画上で細分化された各区域毎の方針に基づき、景観形成基準に配慮しながら、借景としての緑や憩い空間としての緑の在り方を中心に、総合的な景観をより良い方向へ導くような先導的整備に努める。

##### ① 城山公園



景観計画区域の歴史的風致を代表する場でもあることから、自然環境の保全にも配慮し、石垣の保全・修理等を含め歴史的景観の保全・復元に努める。

#### (2) 艮川緑地

肱川景観保全区域の中に位置しており、大洲城を正面にいたすことから、治水上支障のない範囲で積極的な緑化に努めるなど、河川景観の向上に寄与するよう努める。



#### (3) 富士山公園

肱川景観保全区域に位置し、景観上の借景として大きな影響力を持つことから、適正な緑化の管理に努める。

#### (4) 亀山公園

肱川景観保全区域に位置し、景観上の借景として大きな影響力を持つことから、適正な緑化の管理に努める。また、緑にあふれる町並み形成区域における象徴的な公園であることから、適正な緑化に努める。

### 4 占用等の許可基準

#### (1) 河川

河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築、撤去の許可を行う場合には、景観計画中の肱川景観保全区域における方針に基づき、景観形成基準に配慮しながら、良好な河川景観の形成を妨げない範囲での許可に努める。

#### (2) 道路

工作物等の道路占用の許可を行う場合には、景観計画上で細分化された各区域

毎の方針に基づき、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を妨げない範囲での許可に努める。

#### (3) 都市公園

工作物等の設置を目的として行う都市公園の占用の許可を行う場合には、景観計画上で細分化された各区域毎の方針に基づき、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を妨げない範囲での許可に努める。

## 第9章 景観重要建造物

この地域の歴史・風土に鑑み、現在の景観を形成する上で、重要な位置を占める建造物を「景観重要建造物」として指定し、適確に保全していくことで、将来に向けての良好な景観形成の指標となるように活用していきます。

あくまでも、ファサードに見る特徴や雰囲気を重視して指定していきますが、県・市の指定文化財や国の登録有形文化財の指定を受けているものなどについては、積極的に指定していくこととします。

### 1 指定の方針

- (1) 景観計画区域における河川景観上、遠景という視点から、際立った存在感を持つ建造物について、積極的に指定していく
- (2) 景観計画区域における町並み景観上、中・近景の視点から、明治～大正～昭和初期の町の繁栄振りや、藩政時代の城下町の名残りを強く感じさせる物件などを中心に、積極的な指定を行なう
- (3) 景観計画区域における建築物の景観形

成基準の指標として機能し得る物件についても、積極的に指定していく

- (4) 大正ロマン、昭和レトロを感じさせる物件についても、個々の存在感に視点を置き、指定を行なっていく
- (5) 市民からの指定推薦制度を設け、推薦のあった物件については、適正な審査のもと指定を行なう

### 2 指定候補物件

- (1) 別添 候補一覧の通り
- (2) 市民からの指定推薦制度を経た物件

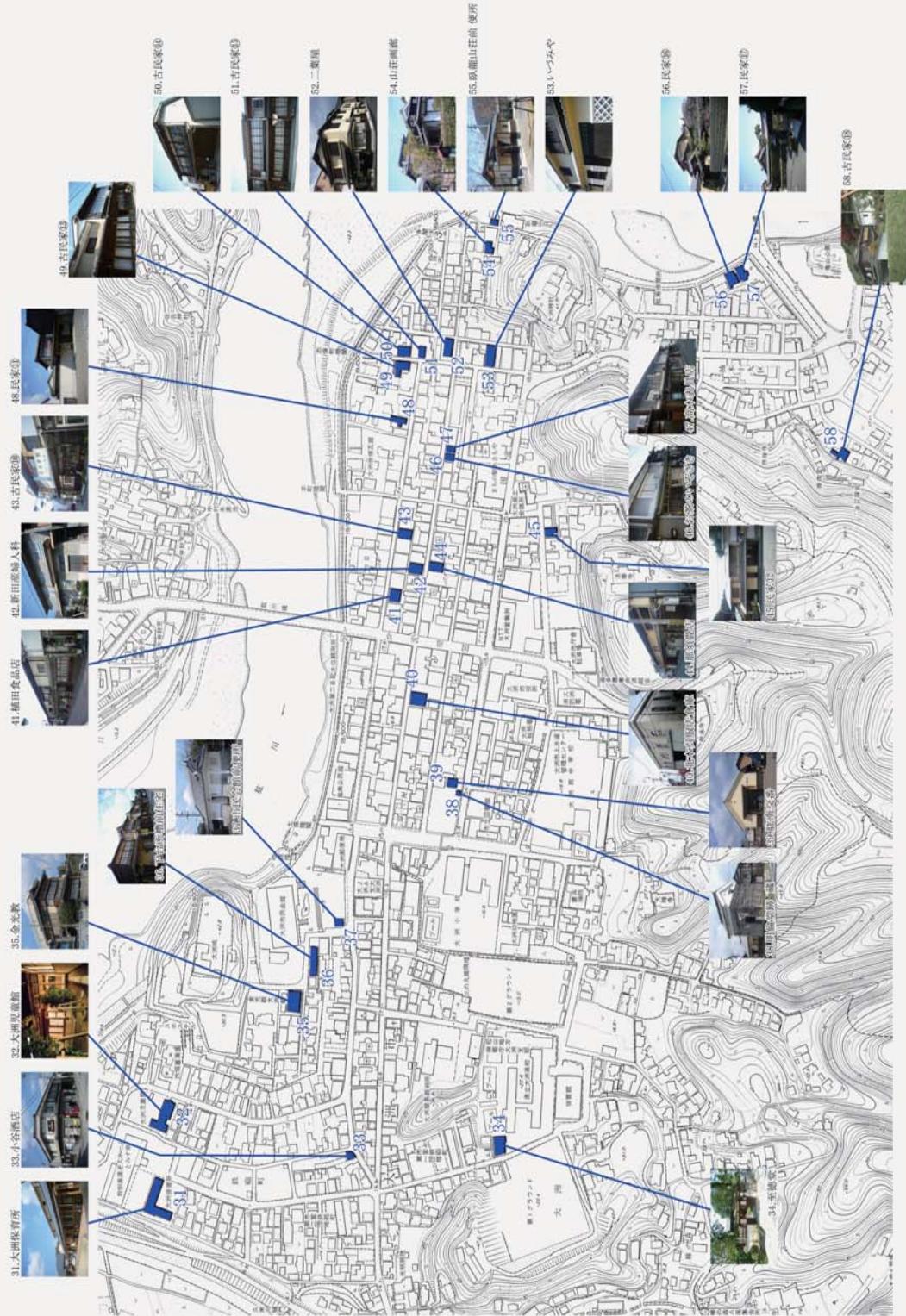
### 3 市民の指定物件推薦制度

広く市民から、景観重要建造物の指定に関する推薦を受ける制度を整備し、指定方針に基づく物件指定に照らし、適正な判断のもとに物件指定していくこととします。  
詳細については、第11章で紹介します。

## 景觀重要建造物候補一覽



## 景觀形成果獻建物一覽（景觀重要建物2次候補）



## 第10章 景観重要樹木

この地域の中で、その植生を代表するような樹木や、町の歴史の中で人々から愛されてきた樹木など、現在の景観の上に存在感を放つ樹木を「景観重要樹木」として指定し、適確に保全していくことで、将来に向けての良好な景観形成の指標となるよう

に活用していきます。

なお、指定後の樹木の保全に関しては、景観整備機構や地元ボランティア組織の協力等が図られるよう、住民主体の保全体制が望まれます。

### 1 指定の方針

- (1) 景観計画区域における河川景観上、遠景という視点から、際立った存在感を持つ樹木について、積極的に指定していく
- (2) 景観計画区域における町並み景観上、町並みにアクセントを与え、アイストップとして存在感を放つ樹木を中心に、積極的な指定を行なう
- (3) 景観計画区域における緑のつながりを重視していく上で、中景の視点から、中心

となる樹木についても、積極的に指定していく

(4) 市民からの指定推薦制度を設け、推薦のあった物件については、適正な審査のもと指定を行なう

### 2 指定候補物件

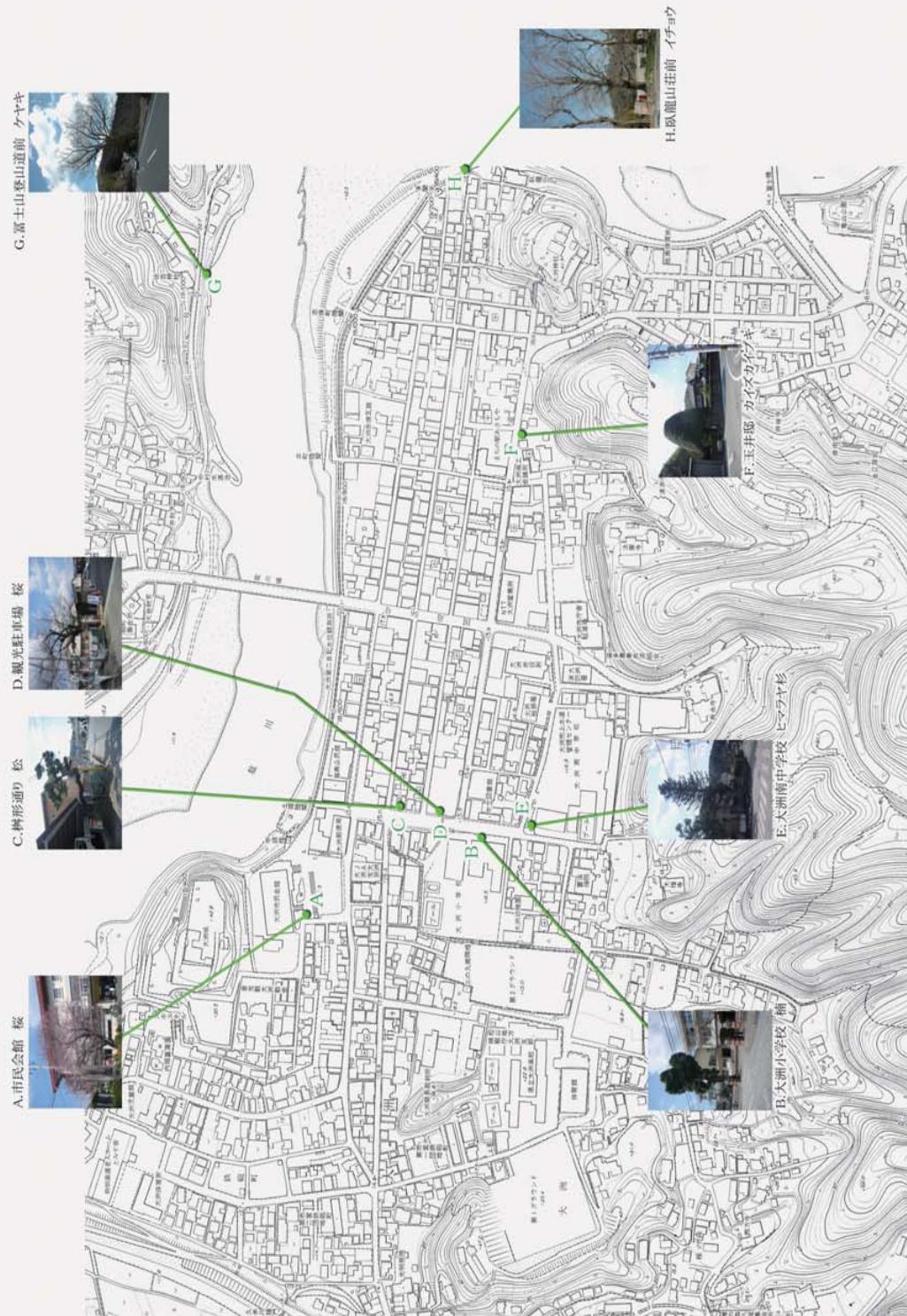
- (1) 別添 候補一覧の通り
- (2) 市民からの指定推薦制度を経た物件

### 3 市民の指定物件推薦制度

広く市民から、景観重要樹木の指定に関する推薦を受ける制度を整備し、指定方針に基づく物件指定に照らし、適正な判断のもとに指定していくこととします。

詳細については、第11章で紹介します。

## 景観重要樹木候補一覧



## 第11章 具体的推進方針

最初に述べた通り、「景観計画」の策定は、個性的で美しい景観を育んでいくための「まちづくり」のスタートラインでもあります。この計画に基づいて、素晴らしい地

域づくりが推進できるよう、以下の項目に分類しながら、景観まちづくりの進め方を考えてみましょう。

### 1 行政の支援体制づくり

#### (1) 住民活動の場作り

景観まちづくりを推進していく上では、住民の活動と行政とをつなぐ組織として、新しいまちづくり団体の設立・運営が求められます。その性格上、住民の主体性が發揮されるものでなければなりませんが、特にその草創期、活動が軌道に乗るまでの期間においては、行政の支援が必要になるものと予想されますので、必要不可欠な支援の範囲を検討し必要な措置を講じていくこととします。

#### (2) 具体的な支援体制

##### ① おはなはん通り及び周辺地区町並み景観保全対策費補助金の維持・拡充

現在施行している同補助金制度を継続しながら、景観計画区域中、将来予定さ

れる景観重要地域の様に、特に厳しい規制の中で景観形成に取り組むエリアに関しては、建築物のファサードに関する支援体制の拡充を図っていく必要があります。今後の行財政改革の方向と整合を取りながら、検討を加えていくこととします。

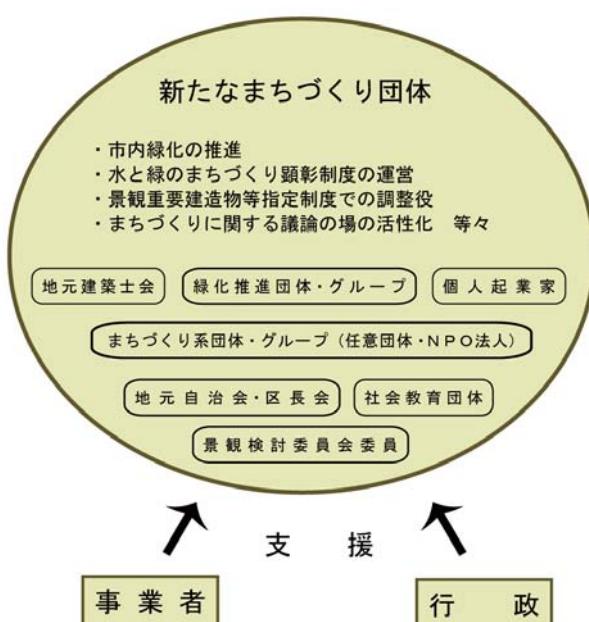
##### ② ソフト面の充実

ハード面での整備だけでなく、例えば「水と緑のまちづくり賞（仮称）」といった顕彰制度の創設・運営や、「景観形成推奨イベントの運営」「市内緑化活動の推進」「景観学習拠点の運営」等についても、支援体制のあり方を検討し、隨時必要な措置を講じていくこととします。

#### ※景観学習拠点（景観サロン）の設置

景観計画の趣旨や内容について普及・啓発し、将来に続く「景観まちづくり」の思想そのものを理解していくための継続的な「学びの場」「対話の場」として、景観学習拠点を設置することが必要です。同拠点は、規制基準に関する相談窓口として活用したり、住民や各種団体が、一種のまちづくりサロンとして有効活用することで、良好な景観形成に関するだけでなく、地域の経済活動や住民自治の向上など、幅広い議論が期待されます。

できるだけ、地域に残る景観重要建造物や空き店舗などの活用を前提として計画しましょう。



## 2 計画変更手続き等への住民参加

### (1) 景観計画区域の変更・行為規制等内容見直しに関する提案申出制度の整備

#### ① 計画区域の変更等に関する提案

景観計画の区域の追加・変更等に関しては、下の図に示した通りですが、住民からこれに関する申出を行うこともできます。通常景観計画の変更について提案ができるのは、その区域に居住する住民や土地の権利者などに限られていますが、一部NPO法人や公益法人などにもその権利が与えられています。

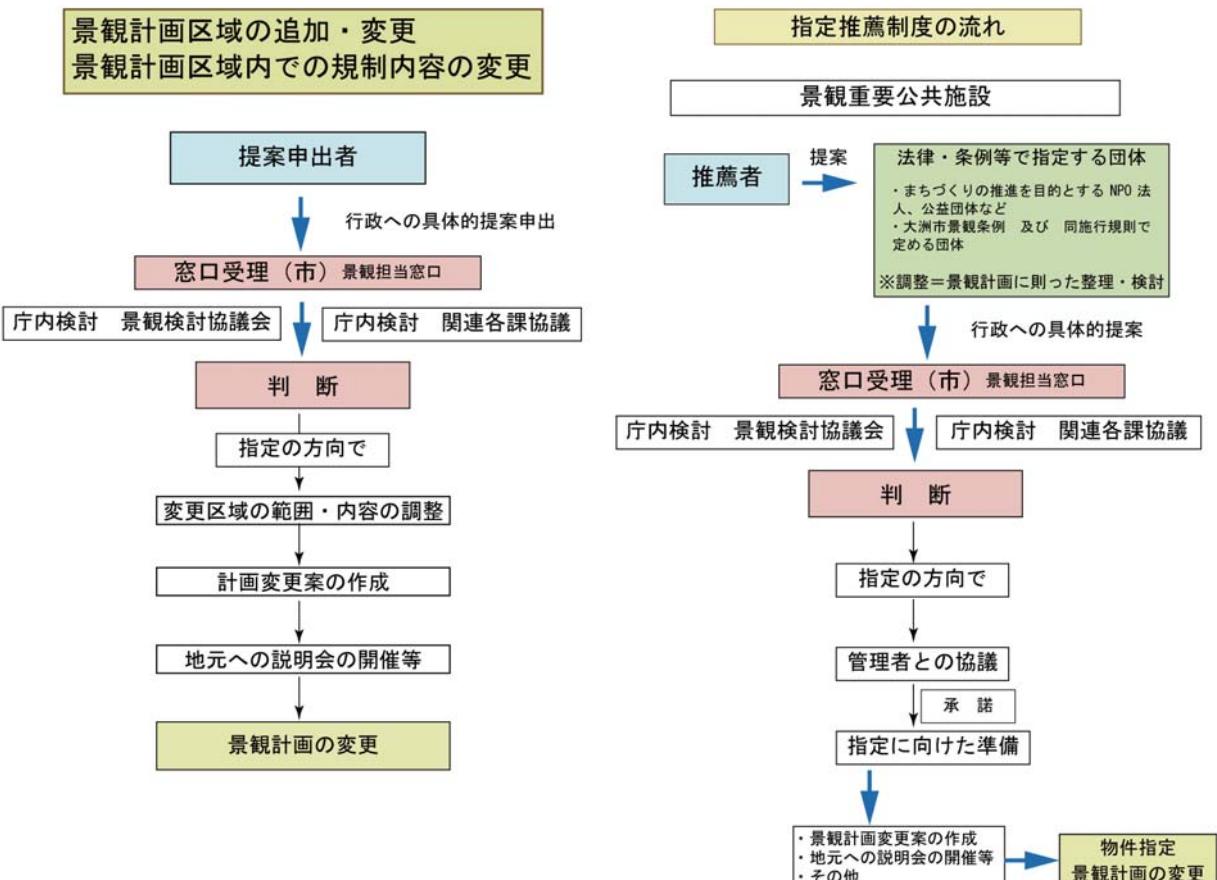
申出の内容に関して、関係住民の意見調整がある程度整いましたら、代表者を決めて提案してください。

### ② 景観重要公共施設の追加指定に関する提案

景観重要公共施設の追加指定に関しては、上記同様「景観計画」の内容の変更に直結するものです、このため、提案の申出として扱いますが、事務的な流れは、事項で扱う「指定推薦制度」に位置付けることとします。

### ③ 大洲城眺望景観視点場の追加・削除に関する提案

これに関しても、「景観重要公共施設」の追加指定と同様に、提案の申出として扱いますが、事務的な流れは、事項で扱う「指定推薦制度」に位置付けることとします。



### 3 指定推薦制度

景観計画に定めた指定方針に基づき「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定を行っていくにあたり、法律で定める手続きとは別に、市民からの推薦に係るルールを定め、より広範な見地から対象物件の指定が行えるようにします。

#### (1) 景観重要建造物

景観重要建造物の指定に関して推薦を行いたい人は、今後組織化を図る予定の新たな「まちづくり団体」あてに、提案・協議します。提案・協議を受けた同団体が、「景観計画」に即した整理・検討を行い、行政への具体的な提案を行います。

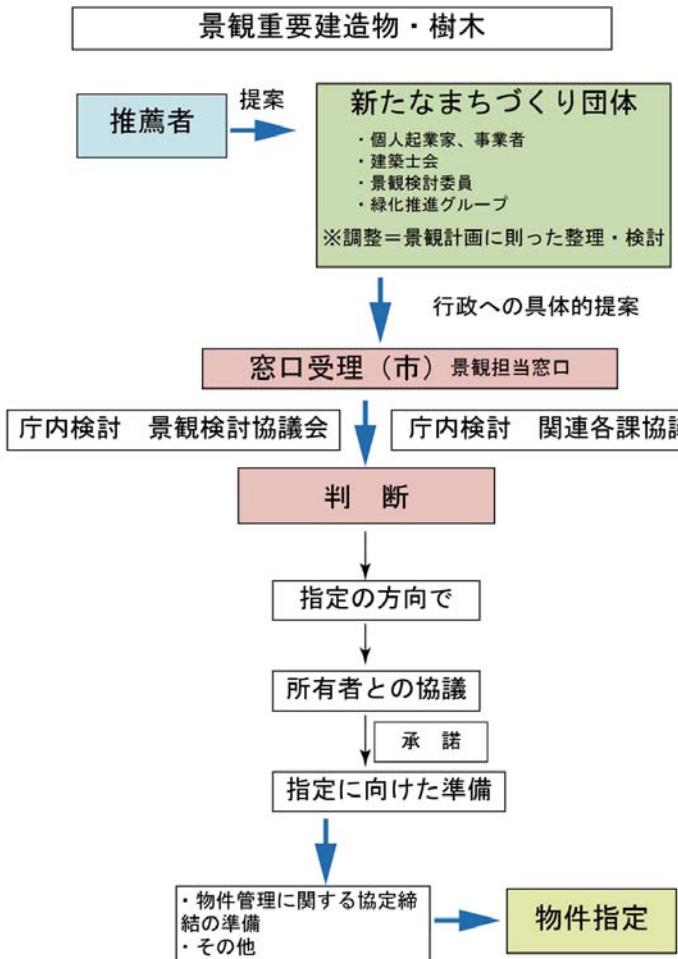
#### (2) 景観重要樹木

景観重要樹木の指定に関して推薦を行う場合にも、まずは、「まちづくり団体」あてに提案を行うこととします。

※(1)、(2) 共に新たな「まちづくり団体」の設立前においては、市の景観担当窓口あてに協議することとします。

※ 「景観重要公共施設」及び「大洲城眺望景観視点場」に関しての指定提案については、法律に基づく提案となり、景観計画の変更を伴うことになりますので、2の項で示した様に、住民説明会などを経ての決定となります。

### 指定推薦制度の流れ



## 4 景観形成と観光振興

### (1) 景観形成推奨イベント

良好な景観を構成する要素として、「人の躍動する場」も大きな役割を果たすところから、大洲の風土に根ざした、あるいは、地域の個性化を目指して新しく起き上がったイベントのうち、大洲らしい景観形成に寄与していると判断されるものを「景観形成推奨イベント」として指定します。こういったイベントは、また、観光振興にも寄与するものですから、広く市民に周知すると共に、市外へも積極的な広報活動を行うこととします。

#### 【景観形成推奨イベント候補】

- ①花火大会
- ②えひめ YOSAKOI
- ③おおず浪漫祭
- ④おなり（大名行列）
- ⑤ポコペン横丁
- ⑥ドラゴンボートレース
- ⑦ダム湖まつり
- ⑧瑠璃姫まつり（白滝）
- ⑨菜の花フェスタ

①



②



④



⑧



⑨

## (2) 町並み景観推奨素材の選定・周知

良好な町並み景観を創出していく上では、地域の個性を演出するにふさわしい素材を推奨し、広く周知することが必要とされます。このため、地元建築士会を中心として、町並み景観推奨素材を選定し、その具体的な使用・活用方法を含めて、広く市民に周知していくこととします。

## 【町並み景観推奨素材候補】

## ①竹

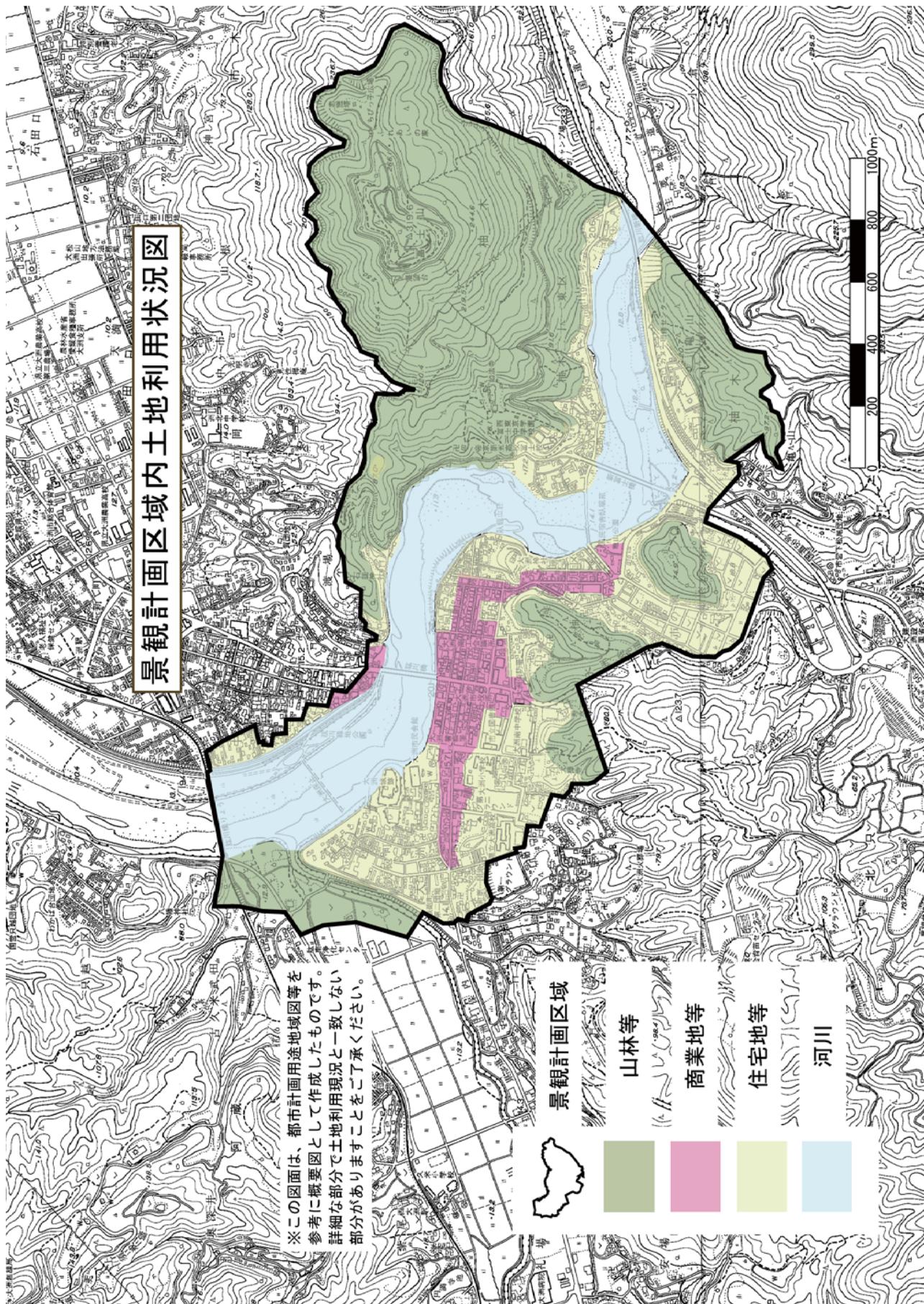
活用方法＝「竹のプランター」  
「竹の花かご」



## (3) 市外へのPR

より美しい景観を育てていくと同時に、その景観を活かして地域の活性化を図ることが大切であることは、既に述べてきました。このため、交流人口の拡大を図る上でも、市外へのPR活動は欠かせません。

ポスターやパンフレットによる従来型のPRに加え、「良好な景観」を前面に打ち出した、地域連携とPR活動の拡充という意味では、景観形成の成功事例として取り上げられることの多い、松山市内のロープウェイ街等に、大洲の景観を紹介するパイロット店の設置を検討することも一つの選択肢です。

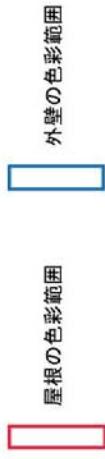


## 色彩の基準

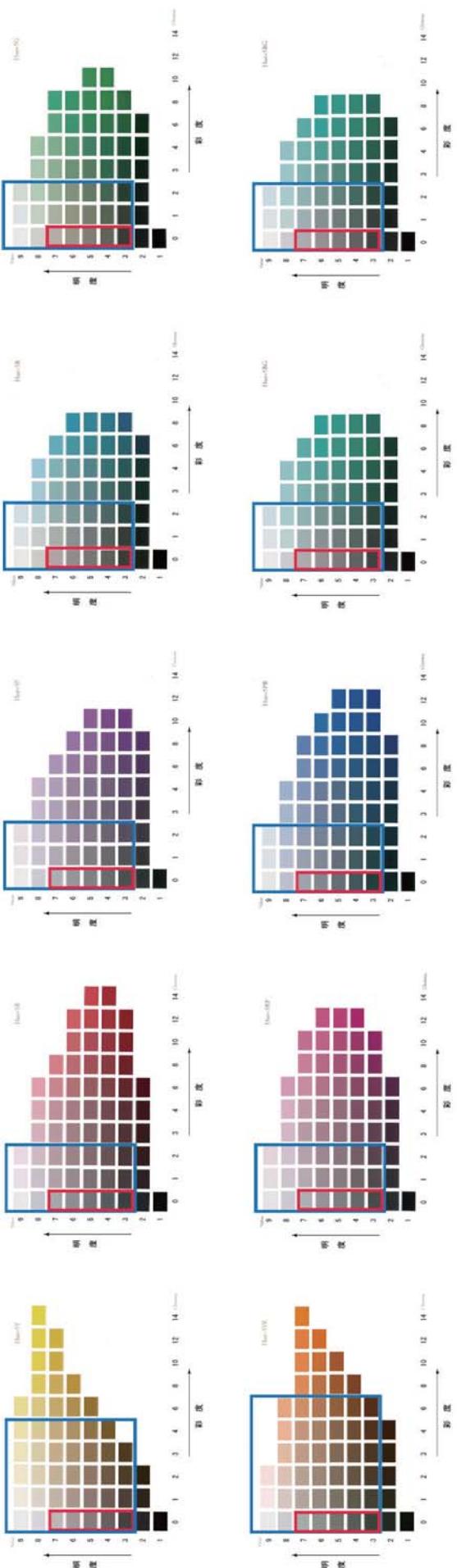
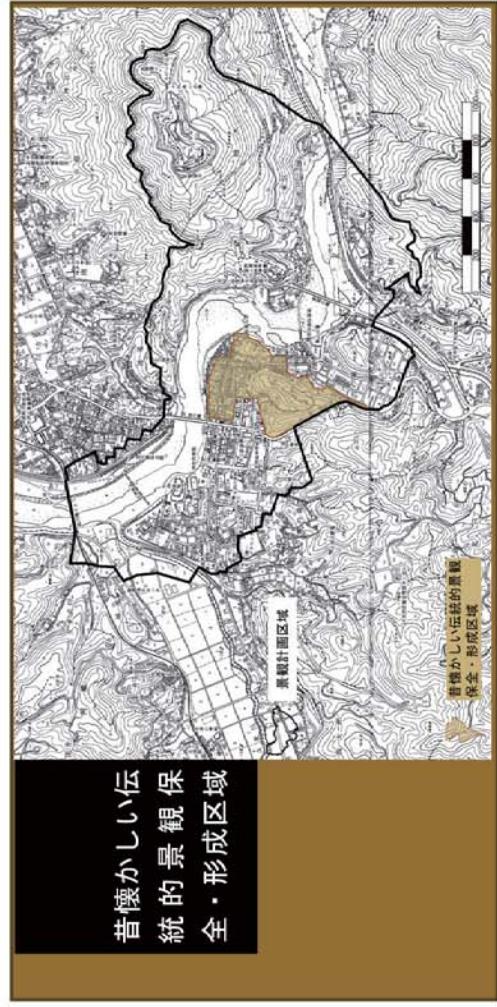
屋根

	色相	明度	彩度
屋根	N	3~7	—
外壁	N YR Y その他	3~9.5 3~9.5 3~9.5 3~9.5	— 6以下 4以下 2以下

屋根の色彩範囲



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

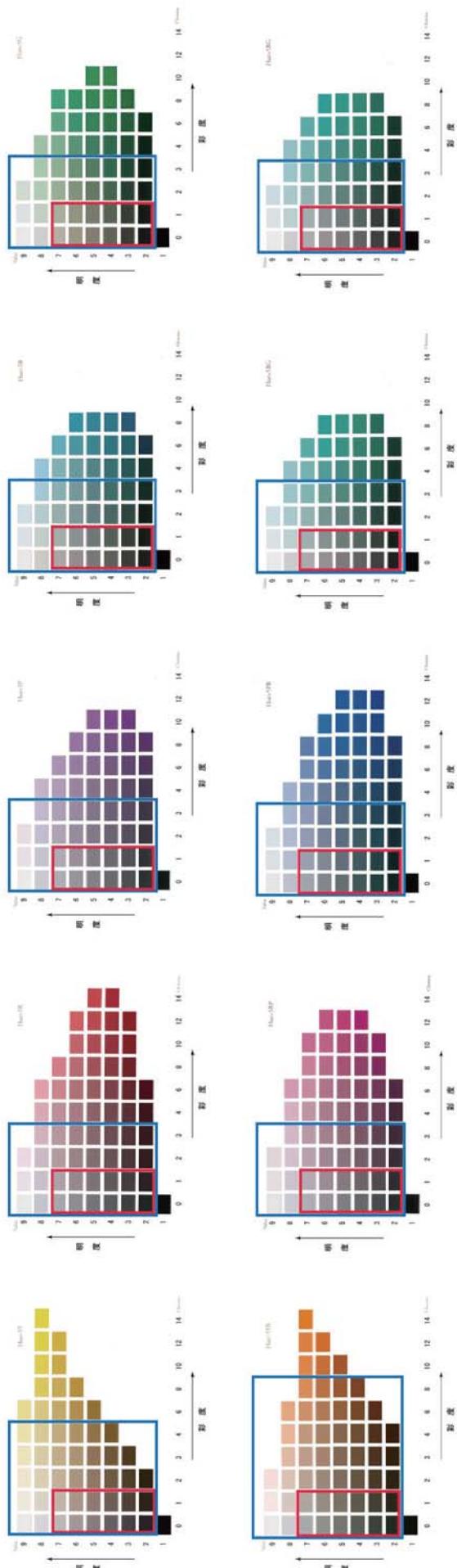


## 色彩の基準

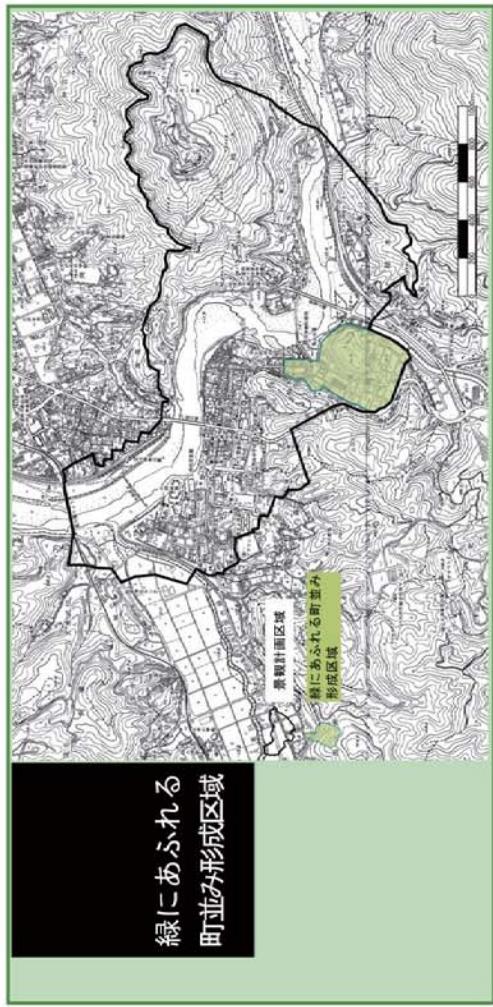
	色相	明度	彩度
屋根	間わない	2~7	1以下
外壁	N	2~9.5	—
	YR	2~9.5	8以下
	Y	2~9.5	4以下
	上記以外	2~9.5	3以下



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



## 色彩の基準



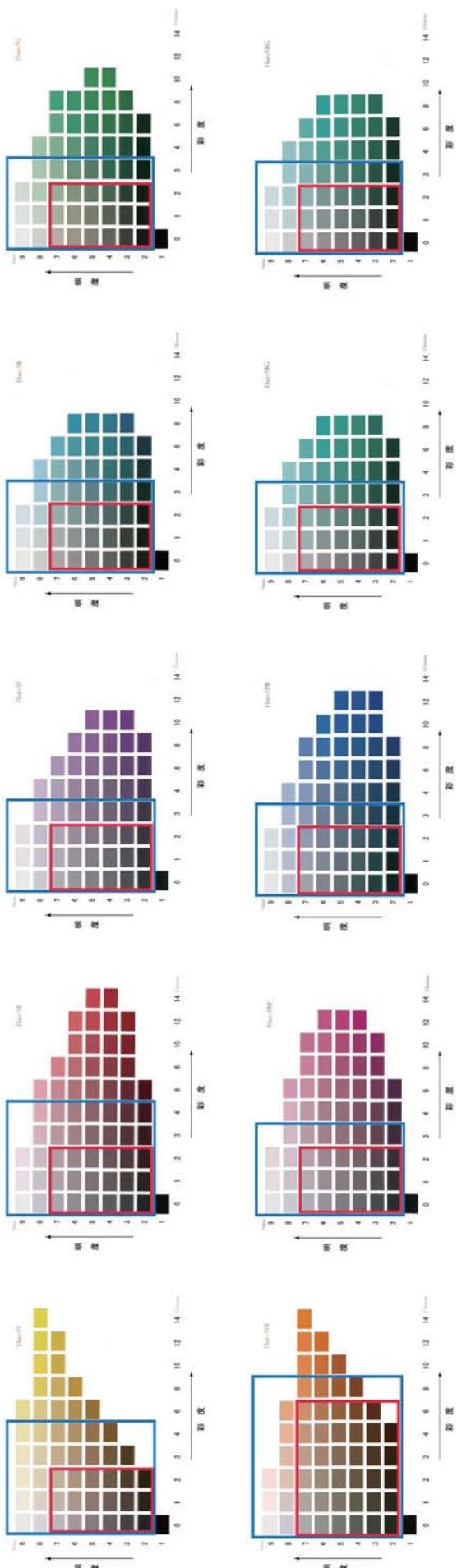
屋根	色相	明度	彩度
N	2~7	—	—
YR	2~9.5	8以下	8以下
R	2~9.5	4以下	4以下
Y	2~9.5	4以下	4以下
上記以外	2~7	2以下	2以下

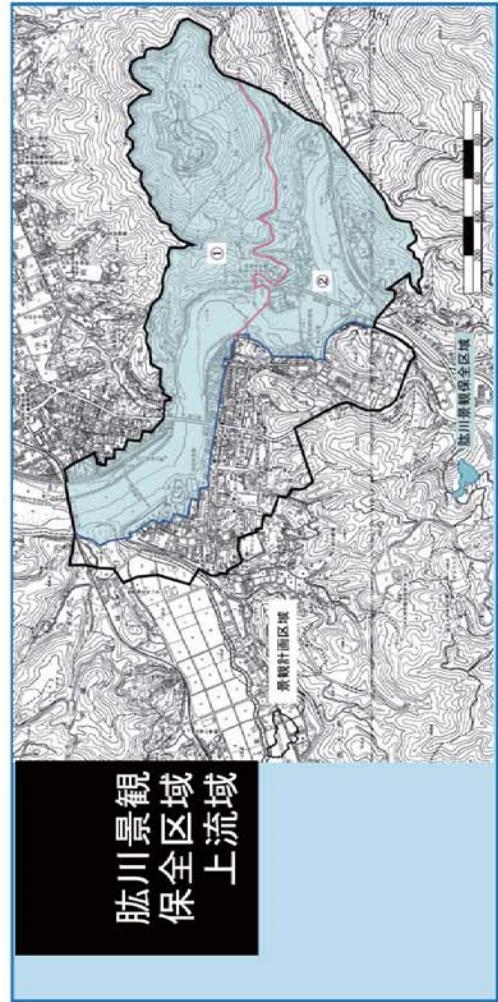
外壁	色相	明度	彩度
N	2~9.5	—	—
YR	2~9.5	8以下	8以下
R	2~9.5	4以下	4以下
Y	2~9.5	4以下	4以下
上記以外	2~7	3以下	3以下

屋根の色彩範囲

※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは  
異なる場合があります。



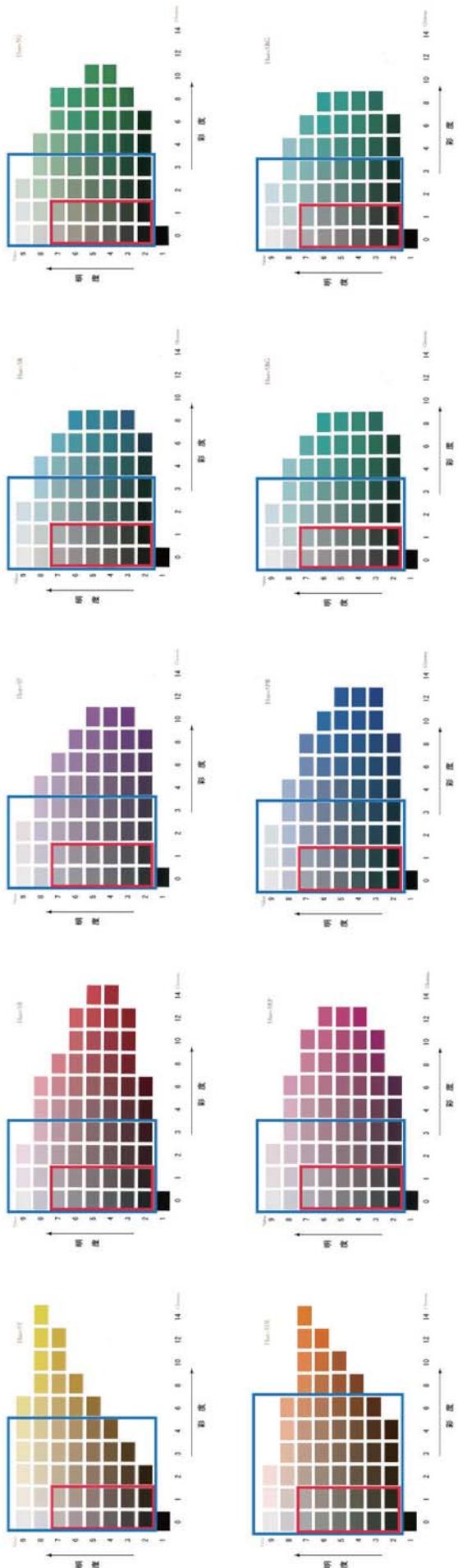
## 色彩の基準



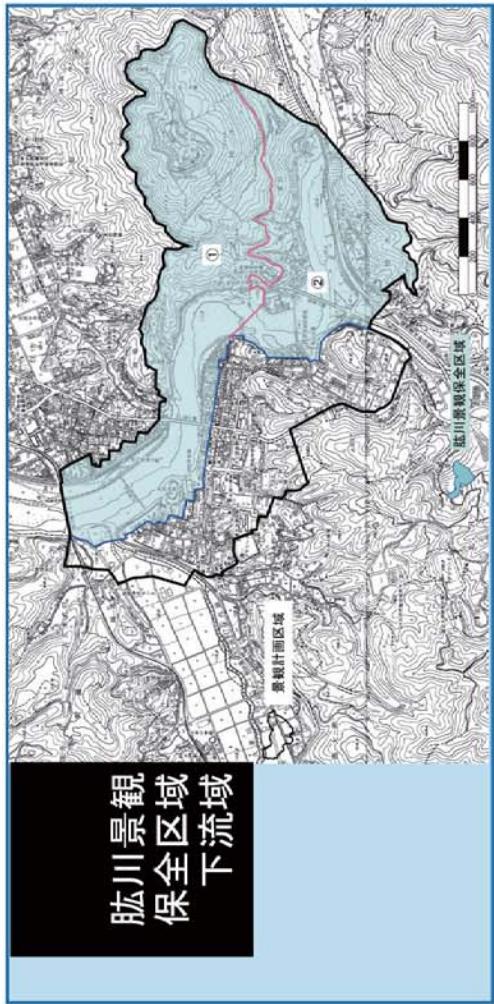
屋根色相	明度	彩度
外壁間わない	2~7	1以下
N	2~9.5	—
YR	2~9.5	6以下
Y	2~9.5	4以下
上記以外	2~9.5	3以下



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



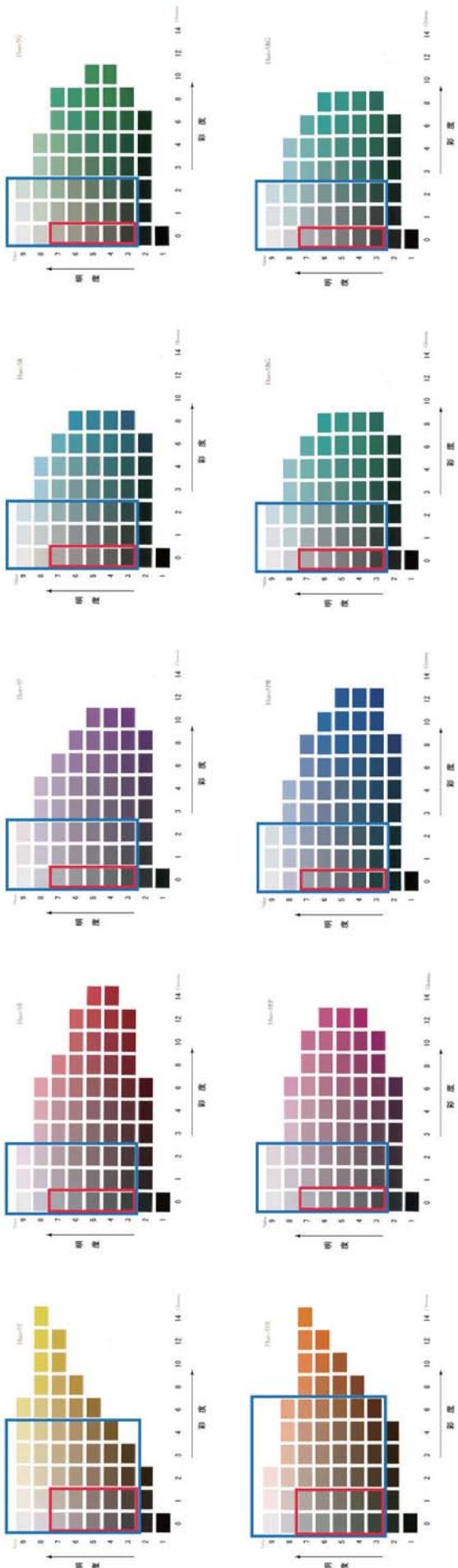
## 色彩の基準



屋根	色相	明度	彩度
外壁	N	3 ~ 7	—
山莊から下流	N	3 ~ 9.5	—
YR	3 ~ 9.5	6以下	
Y	3 ~ 9.5	4以下	
上記以外	3 ~ 9.5	2以下	



※印刷による表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



P46 で触れた将来設定すべき「景観重要地域」における具体的な景観形成の基準としては、下記の程度のものが想定されます。今後、補助制度の見直しと歩調をあわせな

がら検討を進め、景観計画の変更として提案していきたいと思います。

対象		景観形成の基準																										
建 築	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶・黒・白系を用い、落ち着いた色彩とする。</li> <li>・彩度の高い色は禁止する。</li> <li>・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td><td>3 ~ 7</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外 壁</th> </tr> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td><td>3 ~ 9.5</td><td>—</td></tr> <tr> <td>Y R</td><td>3 ~ 9.5</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>Y</td><td>3 ~ 9.5</td><td>4 以下</td></tr> </tbody> </table>			屋根			色 相	明 度	彩 度	N	3 ~ 7	—	外 壁			色 相	明 度	彩 度	N	3 ~ 9.5	—	Y R	3 ~ 9.5	6 以下	Y	3 ~ 9.5	4 以下
屋根																												
色 相	明 度	彩 度																										
N	3 ~ 7	—																										
外 壁																												
色 相	明 度	彩 度																										
N	3 ~ 9.5	—																										
Y R	3 ~ 9.5	6 以下																										
Y	3 ~ 9.5	4 以下																										
物	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木、石、瓦、土等の自然素材を用いる。</li> <li>・冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を避ける。ただし、近隣と調和したアクセントとして使用する場合は、この限りではない。</li> <li>・止むを得ずサッシ類を使用する場合は、光沢のない黒、茶系とし、木製格子等修景し、町並みの景観を損なわないようにする。</li> </ul>																										
	建築 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。止むを得ず設置する場合は、木製格子枠等で修景する。</li> <li>・新聞受け、電力・ガスマーター等、建築物附帯設備は、自然素材で修景する。</li> </ul>																										
工作物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線・電柱は通りから見えない場所に設置するか、地中化を推進する。</li> <li>・門・塀は、板塀・土塀及び生垣等とし、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・他の工作物についても、素材は原則として自然素材を使用し、周辺の景観と調和したものとする。</li> </ul>																										
自動 販売機等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要地域内での設置を禁止する。</li> </ul>																										
案内板 街路灯 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物は、木材等の自然素材を使用し、周囲の景観に調和したものとする。</li> <li>・屋外広告物の表示面積は 1.5 m<sup>2</sup>以下かつ見付け面積の 5 %以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は外壁の色彩基準に準じたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。</li> <li>・屋上広告塔は禁止とする。</li> <li>・街路灯の光源は暖色系を原則とする。ネオン管、LEDなどを使用する場合には、光源点滅による装飾のないものとする。</li> </ul>																										

## 色彩の基準

## 屋根

	色相	明度	彩度
外壁	N	3~7	—
	N	3~9.5	—
	YR	3~9.5	6以下
	Y	3~9.5	4以下

外壁の色彩範囲



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

